

〔講演録〕

原発・放射能の実態と実像——これからの世代へのメッセージ——

〔補論〕「原子力研究者に憲法を学ぶ」

小出裕章・川畑博昭

【解題】

「原発・放射能の実態と実像——これからの世代へのメッセージ」は、元京都大学原子炉実験所助教の原子力研究者である小出裕章さんが二〇一八年二月二日、愛知県立大学でおこなった同名の特別授業を基にしている。この授業は、愛知県立大学における教養教育科目「グローバル学術交流」の二〇一八年度テーマ「県大で考える（へのち）、（へ生きる）、そして（へ人としての尊厳）」ということ——私たちが向き合うべき人類社会の課題」の一環として設けられたものである。「人類社会」を視野に入れて、生命、生存、生活、尊厳と、いずれも国籍や国境を越えて人が生きていくために不可欠の要素を捉えて課題を設定したこと自体、すぐれて「グローバル」すなわち「地球規模」の名に値するはずのものであった。外国の装いをもつからといって、ただちにそれが「グローバル」というわけではない。「グローバル」をめぐる日本語の語感もたらずこのズレには、常に自覚的でありたい。

この特別授業が「これからの世代」としての学生に向けられたメッセージであったことを想起するとき、当日の時間的制約ゆえに十分に展開されなかったからこそ、書き留めておかなければならない若き日の青年・小出裕章さんのエピソードがある。日本を廃墟と化した核爆弾が「平和利用」の名で「原子力エネルギー」として蘇生しようと、未来の可能性に夢をかけて、

小出さんは一九六八年に東北大学に進学した。学生運動が高まっていた時代である。そこで小出さんは宮城県の女川原発建設に反対する人びとと直接触れ合うことで、「自分が携わっている学問が社会的にどういう意味を持つているのか答えろ」と自問自答した。小出さんが出した答えは、原子力政策が地方の人びとの犠牲と苦難の上に成り立ち、不公正・不平等の構造を本質としている、というものだった。原子力研究者として原子力政策を否定し、原発をなくすための研究を全うすることを生涯の責務とする小出さんの原点が据えられた時である。四〇年以上も命をかけて原子力の現場で貫いてきた小出さんの固く厳しい信念が、学問をする「これからの世代」に届かなかつたはずはない。一五〇名収容の教室を埋め尽くした学外を含む老若男女の「聴講生」が授業後に発した途切れることのない質問が、そのことを示していた。

社会に問われる学問の意味——それは単に、社会に目に見えて存在する事実のみを無批判・無条件に肯定し受容することではない。「問う」ことなしの「学び」はないという学問の字義に立ち返れば、目に見える事実の前に勇気を持って立ち止まり、同じ人が同じ人に対して苦難を強いるカラクリの構造を見抜かなければならない。特別授業は実に小出裕章さんらしいメッセージで結ばれた——「事実を曇りない目で視る 自分の頭で考える 他の誰でもない存在として行動する」。それは、「平和利用」のことばで身を纏った原子力すなわち核が残した問題に、「これからの世代」が立ち向かうためのことばだった。

最後に、この特別授業に参加し、音声訳を担当してくれた日本文化学部歴史文化学科三年の山本廉也さん、安田真望さん、加藤紫帆さんに、心からお礼を申し上げたい。

(川畑 博昭)

(*) このテーマに即して、外国語、日本文化、教育福祉、看護、情報科学の学内の五学部が連携し、計九名の教員が二人一組になって相互に授業をしたほか、外部講師として小出裕章さんに加え、劇団態変を主宰する全身麻痺の重度の身体障害者である金萬里さんの「へ生命」の身体表現——世界で唯一無二の芸術創造の劇団態変三五年間のエッセンス」と題する授業と、ドキュメンタリー映画『アトミック・맘 (Atomic Mom)』(二〇一〇年)を制作した元ピクサー・アニメーション・スタジオのシニアマネージャーM・Tシルヴァさんによる「ドキュメンタリー映画ATOMIC MOMと制作秘話

——科学といのち、核と平和、母と娘の葛藤」と題する講演がおこなわれた。

(*) この表現は、小出裕章「学問は、つねに社会的意味を問われている」森英樹ほか編著『三・一一と憲法』（日本評論社、二〇一二年）、一四三頁より。エピソードの詳細は、この論考に詳述されている。なお二〇一八年七月二一日に、私の友人であり私を小出さんにつないでくれたノーマ・フィールドさん（シカゴ大学名誉教授）と小出さんを信州にお訪ねし、半日ほどじっくりとお話を伺う機会に恵まれた。ここでもこのエピソードが語られたが、そこで小出さんは、原子力に夢をかけた研究が「社会的な貢献だと思っていた」ことを「最大の愚かな選択だった」と表現した。

はじめに

こんにちは。今日は、県立大学の授業で、若い人に私からのメッセージを聞いていただけるということで、とてもありがたい機会を与えていただいたと思つてこの場に立っています。でも、お年寄りの方のほうが多いくらいにご参加くださつていて、ちょっと驚きました。学生以外の方は聴講したところで単位がもらえるわけでもないのに、わざわざご自分の時間を割いてこの場に来て下さり、ありがとうございます。

今から時間をいただいて聞いていただきますけれども、実は昨日まで、私は授業一コマ九〇分の時間をもらえると思つていたのです。でももちろん、私の話だけを一方的に聞くなんてことだけでは面白くない。聴講してくださいましたみなさんとの意見交換も必要だろうと私も思います。そのことに気がついて、私のいただける時間は六〇分ということですので、その様に話したいと思います。ただし、みなさんのお手元に届いている資料は私が九〇分で話をしようとしていた資料が届いています。ですのでスライドをずいぶん飛ばしますし、順番が入れ替わったりしているところもあります。すみませんが、そのつもりで聞いてください。

原子力による発電のしくみと不条理のからくり

さつそく話を始めます。みなさんは原子力発電というと、科学の最先端のことをやっている、難しいことをやっているんじゃないか、とお考えになると思えます。でも、そんなことはまったくありません。原子力発電というのは古めかしい蒸気機関です。蒸気機関というのは今から二五〇、三〇〇年前に、イギリスを中心に発明された道具です。ジェームズ・ワットという人たちが作り出したんですけれど、水を沸騰させて蒸気にするのができればその蒸気力で機械が動くんだという、そういうことです。それまでは農耕をする人たちは家畜を使って農耕をしていた。贅沢なことをしたいと思う人たちは奴隷を使って自分だけ贅沢をしていたわけですけども、産業革命が起きて、蒸気機関というものができてからは機械が何でもやってくれるという時代に入ったわけです。それは今から二五〇年から三〇〇年も前にできた技術なんです。

原子力発電というのは蒸気機関です。大変古めかしい技術を使っています。

火力発電もいっしょです。火力発電は下に模式図を書きました(図1)。火力発電の場合はパイプの中に水を流します。パイプの外側から、石油、石炭、天然ガスを燃やしてパイプの中の水を温めます。そうすると温められた水は蒸気となって噴き出していきます。その蒸気でタービンという羽根車を回し、つながっている発電機で電気を作る。これだけです。原子力発電も全く同じです。図1の左の上に書きました。真ん中に繭を縦にしたようなものが描いてありますが、これは私たちが原子炉圧力容器と呼んでいる鋼鉄製の圧力釜です。この圧力釜

原子力発電は古めかしい蒸気機関

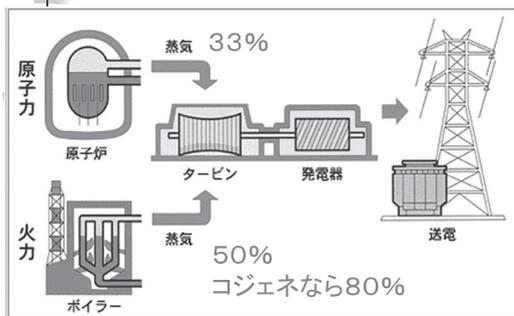


図1

の中にウランが漬けてありまして、このウランを燃やす、つまり核分裂させると、熱が出て水が沸騰して蒸気になって噴き出してきて、タービンを回して発電する。たったこれだけです。つまり、やっているのは水を沸騰させて蒸気を作るということ、それだけのことしかやってない。そのうえこの原子力発電というのは、とてつもなく効率が悪いんです。今現在も原子力発電所の熱効率というのは三三%です。発生した熱のうち三三%しか電気にならない。本体である六七%は役に立たないまま環境に捨てるしかない、そういう実に馬鹿げた発電方法が原子力発電です。火力発電所のほうは、現在、熱効率は五〇%になっています。二〇〇キロワット (kW) の発熱をさせた場合、一〇〇キロワット分は電気になるが、一〇〇キロワット分の熱は使えなくて捨てるしかない。でも、半分は使える、それぐらいの機械になっています。おまけに火力発電所の場合には、都会に建てることのできる。実際に火力発電所はほとんどみんな都会に建っています。そういう場合には排熱をまたコージェネ (コージェネレーションシステム) という形で利用することができて、それができれば発生させた熱の八〇%くらいはもう使えるようになっていきます。しかし、この原子力発電所だけは都会に建てることできません。発生させた熱のうち三分の二は捨てるしかない、そういう機械なのです。ではなぜ原子力発電所は都会に建てられないかという点、ここで燃やしているものがウランだからです。ウランを燃やす、核分裂させれば、核分裂生成物という死の灰ができてしまいます。だから都会には建てられないということになりました。

原子力発電がつくる死と差別の社会——日本列島を鳥瞰しながら

今ここに、白いキャンバスを見ていただいています。このキャンバスの左の下に今から小さな四角を描きます (図2)。この小さな四角で私が何を描こうとしたかという点、広島島の原爆が炸裂した時に核分裂したウランの重量八〇〇グラム (g) ですけれども、八〇〇グラムをこの四角の大ききで表しました。大変な放射能が生み出されてたくさんの

人たちが命を落とすことになったわけですが、それがこれです。たった一発の爆弾が炸裂した途端に、広島という巨大な街が壊滅してしまっただけなのに、被爆をして死んでいく。街が一つ壊滅してしまうような被害が出たわけでは、私はその猛烈な原爆の力というのを見て、これはあまりにもひどいけれども、その力を人類平和のために使えば、きっと役に立つはずだ、と思い込んでしまいました。そして私は、原子力という場に足を踏み込んだわけです。原子力発電をやりたいと思いました。

では、私が夢をかけた原子力発電をやろうとすると、いったいどれだけのウランを核分裂させることになるのかというと、右に描いた大きな四角です。今日では一〇〇万キロワットという原子力発電所が標準になりました。その標準的な原子力発電所一機を一年運転させようとすると一トンのウランを核分裂させないといけません。広島原爆が核分裂させたウランの優に一〇〇〇発分を超えるような膨大なウランを核分裂させなければ、原子力発電というのは動かないという機械だったのです。大量の燃料がいるということをこの図は示している。そしてもう一つ重要なことをこの図は示しています。八〇〇グラムのウランを核分裂させたということは、八〇〇グラムの死の灰を作ったということです。一トンのウランを核分裂させるということは、一トンの死の灰を作ることです。つまり、原子力発電所というのは一機が一年運転されるごとに、広島原爆の一〇〇〇発分を超えるような死の灰を作って、それを原子炉の中に入れて込んでいく。そういう機械だったのです。大変な量の危険物を自分の体の中に入れてしまった。みなさんが家庭で使っている電化製品だってそうです。自動車に乗られている方もいると思います。事故なんか望まなくなつて事故

大量に必要とされる燃料
大量に生み出される放射性物質

100万kWの原子力発電所1基が1年
運転することにより燃やすウランの重量
1トン
(生成する核分裂生成物の重量)

広島原爆で燃えたウランの重量
800g
(生成した核分裂生成物の重量)



図2

は時に起きるといのが機械なわけです。そしてその機械を動かしているのは人間ですけれども、人間は神ではありません。過ちを犯さない人間なんていません。そうなれば原子力発電所というののもいつかは大きな事故を起こすんじゃないかと私は心配しました。心配したし、起きないでくれよ、と願いました。でも、人間がどんなに願ったところで、そんな願いと関係なく事故は起こるんです。事故を願う人なんていないわけですけれども、でも事故というものは起きる。仕方のないことなのです。じゃあどうするのか、ということですが、私の答えは簡単です。原子力はどう使わない、すでに建ててしまった原子力発電所は即刻すべて廃止する、というのが、私の答えでした。私が原子力の場に足を踏み込んだ時には、日本には三機の原子力発電所しか動いていませんでした。東海、敦賀、美浜。もうこれ以上一機も作らせたくない、動いてしまっているのも即刻止めるべきだと私は思っ、それ以降、私の人生をそれにかけてきました。でも、あとで聞いていただくように、残念ながら福島第一原子力発電所の事故が起きてしまっ、私は自分の人生をすべて否定されるということになってしまった。では、私ではない原子力の推進派、私の周りにいた学者も含めてほとんどすべての人たちですけれども、そういう人たちは何と思っ、慎重に運転すれば大丈夫だろうと思っ、たわけです。厳重に安全検査をしてやっ、れば、まあ大丈夫じゃないか、と彼らは思っ、たわけです。でも、彼らにしても不安だった。ひょっとして事故になっ、たらやっ、ぱり困るということ、彼らは何をし、たかという、原子力発電所だけは都会に建、てないという選択をしたのです。

図3は日本地図です。いったいこの日本という国でどこに原子力発電所が建、てられたのかという歴史を一番初めから書いてみたいと思います。はじめに東海です。それから敦賀、美浜、その次が福島第一原子力発電所です。中国地方の島根、若狭湾の高浜、九州の玄海、静岡の浜岡、四国の伊方、若狭湾の大飯、福島第二原子力発電所、東北の女川、九州の川内、新潟県の柏崎刈羽、北海道の泊、能登半島の志賀、下北半島の東通。このように一七か所に日本では原子力発電所を建、ててきました。そのほか原子力発電をやるう、るとすると、いくつか付随して必要になると考えられた施設がありました。今日はきちんと聞いていただく時間がありませんけれども、そういう付随して必要となっ、た施設のう、

ちの一番重要なものは、再処理工場という工場です。普通の原子力発電所が一年間運転して環境に放出する放射能を、一日ごとに放出するというほどの超危険な工場を青森県の六ヶ所村に押し付けようということにしてみました。そのほか、二〇一一年三月一日に福島が事故が起きる時まで、日本にはあと二か所原子力発電所を作る計画がありました。一つは下北半島の最北端の間、一つは瀬戸内海のはずれの上関です。こうやって描いたら、もうみなさん、気がついてくださったと思いますけれども、日本で建てた原子力発電所というのはすべて、東京、大阪、名古屋といった大都会を外して建てられているのです。先ほども聞いていただきましたけれど、火力発電所はみんな都会に建てています。それがいいんです。電気というのは消費地で発生させる、発電して、そうすれば送電線も送電鉄塔もいらさない。送電のロスもいらさないということ、消費地に発電所を建てるのが一番いいわけで、東京電力の火力発電所は東京湾に林立しています。しかし、東京電力の原子力発電所は福島第一、福島第二、新潟県の柏崎刈羽というところにあつたのです。これは東京電力が電力を供給するという責任をもっている範囲とは関係ありません。すべて東北電力が責任をもっている。東京電力は自分が責任を持っている範囲にはただ一機の原子力発電所も建てることできず、全部を管轄外に追いやり、長い送電線を敷いて電力を送るということをやっています。二〇一一年三月一日に福島の事故が起きる前に、東京電力はもう一か所原子力発電所を建てようという計画をしていました。それは下北半島の東通です。ここには今、東北電力の原子力発電所が一機だけ設置されていますけれども、東京電力がここに原子力発電所を建て、東北地方を縦断する長い送電線を敷いて、電力を送ろうという計画を持っていた



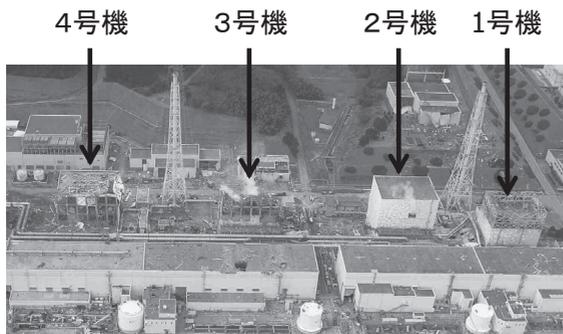
図3

のです。私はどんな危険な事柄、選択でもそれをやる価値がある場合があると思います。例えばみなさん、最近安田純平さんというジャーナリストがシリアからようやくくにして戻ってきたというニュースを知らされたと思います。つまり、危険を承知で戦場に行つて、何が起きているかを知らせようという人がいる。戦場ジャーナリストと言われる人たちがいるわけですが、命を懸けて、それでもやるべき価値があると思つて彼らはやっています。ですから、危険があつても引き受ける行為というのは、あると私は思うけれども、原発は論外です。電力の恩恵は都会が受けるんです。でもその都会が危険は受けられないと言つて、危険を過疎地に押しつけるということをやってきたのです。こんな不公平で不正なことは、ただそれだけの理由でやってはいけません。電気が足りるとか足りないとか、エネルギーが欲しいとか、そういうこととは全く関係がなくて、なぜ日本人はこんな不公平で不正なことはやってはいけないと気がつかないのかと、私はずつと思つていました。でも残念ながら気がつかなかったのです。ずつと過疎地に押しつけながら、まあ何とかなるだろうと思ひながらやってきました。

奪われた日本の二〇〇年

——「三・一一」事故と解除されない「原子力緊急事態宣言」

そして事故が起こりました。これはみなさんご覧になったかもしれないけれども、事故を起こした福島第一原子力発電所の写真です（写真一）。今からもう八年ほど前ですから、学生さんたちは小学生だったか中学生だったかぐらいの年だったでしょう。こういう事故が起こりました。右から左に向かつて順



福島原発事故 今、進行中

写真1

に一号機、二号機、三号機、四号機の原子炉建屋が並んでいました。ボロボロになってしまっているのがわかっていただけだと思います。事故の詳細を聞いていただけの時間はありませんけれども、一号機、二号機、三号機という右側の三つが事故当時運転中で、巨大な地震と津波に襲われて原子炉が熔け落ちてしまつて、大量の放射性物質を吹き出すということになりました。一番左の四号機は当日運転していなかったのですが、この四号機でも巨大な爆発が起きるといふことになりました。いまだにこの事故は進行中です。

当日どんなことが起きたかということについて、少し写真をお見せします。これは爆発を起こした当時の原子炉建屋の写真です。写真2の左に写っているのが三号機、その右にあるのが四号機です。鉄骨の骨組みすらがボロボロになってしまつていて、中からもうもうとガスが噴き出している状態です。写真3も敷地の中の建物ですけれども、ガラスも窓も何もかも全部吹き飛んでしまつていて、ゴミだらけ、がれきが散乱している状態になりました。写真4は、皆さんほとんど見えないと思いますけれども、実はこれは中央制御室という場所です。原子炉を動かすため、安全を守るために一番大切な部屋がここです。真っ暗です。全所停電ということで、電気が使えなくなつてしまつた。原子炉をコントロールするための電気すら使えない、照明すら点かない、という状態です。左のほうに少し黄色い光がありますけれども、これは懐中電灯のようなものです。写真5では、作業員の人たちが放射能の防護服を着



写真3

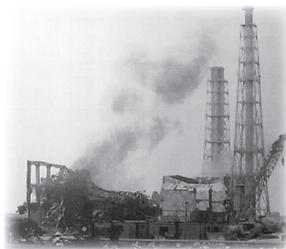


写真2



写真5



写真4



写真6



写真7

懐中電灯のような明かりのもとで、何とか事故を収束できないかと苦闘した様子です。中央制御室の中あるいは別のところでも苦闘しましたが、結局、電気がなければ何もできないという状況のまま、次々と原子炉が爆発していくということになってしまいました。大量の放射能が噴き出してきて、事故の当日、「原子力緊急事態宣言」という宣言が発令されました。今、大きな事故が進行しそうだからみんな逃げろ、という指示を政府が出しました。指示を受けた人たちは手荷物だけ持って、迎えるバスに乗ることになりました。今日この会場にいらつしやる方々でも、犬や猫を飼っている方が結構いると思います。でも犬や猫は連れて行ってはいけない、バスに乗れるのは人間だけ、それも手荷物しか載せない、ということ、犬も猫も棄てて逃げた。福島には酪農家も畜産家もたくさんいましたけれども、その人たちも、牛も馬もみんな棄てていくということになりました。酪農家、畜産家にとっては牛や馬は一头一頭みんな名前がついているんです。毎日名前を呼びながら、一緒に生きてきた、そういう牛たちもみんな棄てて、逃げるしかないということになりました。写真6に写っているこの方も酪農家の一人ですけれども、この人は自分の牛たちを置いていくことができないで、放射能の防護服のようなものを着てマスクをして戻ってきたんです。それで牛たちに餌や水をやったわけですけれども、すべての酪農家、畜産家がこういう人ではありませんでした。なかには困われたまま逃げることもできずに、写真7のように、次々と牛や馬が倒れていく。犬や猫も棄てられたまま人がいない町でさまよう、ということになりました。

写真8は福島県の双葉町という街です。原子力発電所が設置されていた街ですけれども、双葉町にはこんな大きな看板があって、「原子力正しい理解で豊かな暮らし」と書いてあります。原子力発電所は危ないものだ、事故を起こすか



写真8

もしれないと言いに来るやつがいると——私のような人間ですけれども——、そんなやつこの言うことは聞いちゃだめだ、正しく理解すればお金がたくさん入ってきます、豊かな暮らしができる、ということ看板にして、双葉町という街はあったわけです。でも、ついに事故が起きて、無人になってしまいました。この無人の街で犬たちがさまようということになりました。こういう状況、事故がドラスティックに進行するのは、事故直後半月、ひと月でした。でも、残念ながら、事故はいまだに続いています。

敷地内はどうなっているかというと、私は先ほど、一号機、二号機、三号機は原子炉が熔け落ちてしまったと聞いていただきましたが、その熔け落ちた炉心が今どんな状況でどこにあるかすらわかりません。事故から七年九か月になるのに、いまだに、現場に行けないんです。事故を起こしたのが火力発電所なら簡単です。仮に一週間火事が続くかもしれないけど、火事が収まれば現場に行って調べることができきる。もちろん修理もできるし、運転を再開することもたいいの場合には容易です。しかし原子力発電所が事故を起こした場合には、七年九か月経つても現場に行けないんです。人間が行けば即死です。仕方がないから東京電力はロボットを行かせようとしてきました。でも、みなさん意外に思うかもしれないけど、ロボットは被曝に弱いんです。なぜかというと、ロボットは今みんなコンピュータで動いているんですけれども、コンピュータの言語はICのチップに書かれていきます。そのICのチップに放射線が飛び込んできて、コンピュータの言語が書き換わってしまうと、ロボットは動けなくなってしまうんです。そのため東京電力が現場に送り込んだロボットは、みんな討ち死にして戻って来れないということになっています。東京電力はなんとか被曝に強いロボットを作ろうと、今日までずっとやってきているし、これからもやると思いますけれども、多分難しいだろうと私は思います。そんなことで、いまだに現場がどうなっ

ているかわからないということになっている。でも熔け落ちた炉心はどこかにあるんです。消えてしまうわけではないですから、どこかにある。それがまたこれから熔けるようなことがあれば、放射性物質が噴き出してきてしまうので、これ以上熔かすことだけはだめだ、しょうがない、とにかく水をかけようということになって、もともと炉心があった場所にとにかく水を入れ続けることをやっているわけです。すでに七年九か月経っているのに、とにかくずっとそれを続けるしかないという状態が続いています。でもそんなことをすれば、入れた水が放射能で汚れてしまうというのは避けられないわけで、すでに福島第一原子力発電所の敷地の中に一〇〇万トンを超える放射能汚染水というのがたまってしまっている。近い将来、それを海に流す時が来るだろうと私は思っています。でも何とか放射能を出さずに済ませたいとみんなが思うわけであって、今この瞬間も、福島原子力発電所の敷地の中で約六〇〇〇人の労働者が放射能と闘っているんです。被曝しながら、ほとんどは下請け労働者という労働者たちが事故から七年九か月、とにかく放射能と闘う作業を続けている。その作業が何年何十年とこれからも続く、そういう事故なんです。

敷地の外も大変です。大量の放射性物質がばら撒かれて、先ほどお話したような、強制的に逃げると言われた人もいるわけです。これから聞いていただくように、逃げることにすらできず汚染地に棄てられてしまった人たちもたくさんいる状態になっています。当然、避難をさせられた人たちは大変だと思います。みなさん、自分のこととして想像してください。今この授業が終わって、学生の人たちは後何コマか授業があるかもしれないけれども、それが終わったら自分のアパートなりなんなりに帰って、明日はこの授業を受けようとか、今度の試験はどうしようとか、みんなそれぞれ計画があると思うし、参加していただいている一般の方だって、この話が終われば自宅に帰って何しよう、明日は何しようとか、みんな計画を持っていると思います。けれども、それが一瞬にしてなくなっただけです。手荷物だけ持って逃げると言われて、はじめは体育館のようなところの床に寝ました。しばらくしたら仮設住宅に移れと言われて、四畳半に二人という割り当てで仮設住宅に移りました。その間におじいちゃんおばあちゃん、父ちゃん母ちゃん、子どもたちあるいは孫もいたりしたかもしれない、そういう大家族は全部バラバラにされていきました。地域のつながりもスタスタで

す。しばらくしたら、今度は災害復興住宅に移れ、みなし仮設住宅に移れと、次々と移らされていって、家族もみんながバラバラになっていく。あまりの苦しさに命を奪われてしまう人も後を絶ちませんでした。自ら死んでいくという人も増えて、いまだに後を引く大変さです。そしてこれから聞いていただくように、汚染地に棄てられちゃった人だっているんです。もう諦めろ、被曝くらい大したことない、と言われながらですね、棄てられてしまった人たちがいます。そして一度は逃げて、去年の三月までは曲がりなりに住宅の支援を国から受けていた人たちがいたので、その人たちはもう住宅の支援すら打ち切られて、汚染地に帰るしかない、そういう状態に追い込まれている人もいます。

今、白いキャンパスを見ていただいています(図4)。私はここに福島原子力発電所の事故でどれだけ放射性物質が環境に撒き散らされたかというデータをみなさんにお見せしようと思っています。私がお見せするのはIAEA(国際原子力機関)という原子力を推進する国際的な胴元があるんですけども、その機関に対して日本政府が報告書を出しました。その報告書の中に大気中に放出したセシウム一三七の量というのが数字で書き込まれていたので、それをみなさんにお見せしようと思います。私はいちばん初めに、ウランが燃える、核分裂すると核分裂生成物という死の灰ができるという話を聞いていただきましたけれども、核分裂生成物とひとことで呼ぶものはおよそ二〇〇種類に及ぶ放射性物質の集合体です。そのうちの一つがセシウム一三七です。そのほかストロンチウム九〇とかヨウ素一三一とかゼノン一三三とか、様々な名前前で様々な性質の違う放射性物質ができるんですけども、セシウム一三七というこの放射性物質が人間に対して一番危害を加えるだろうと私は思っています。

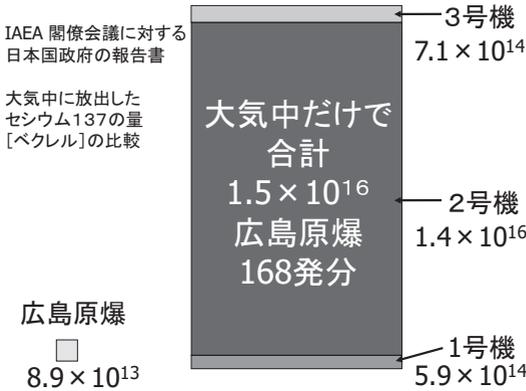


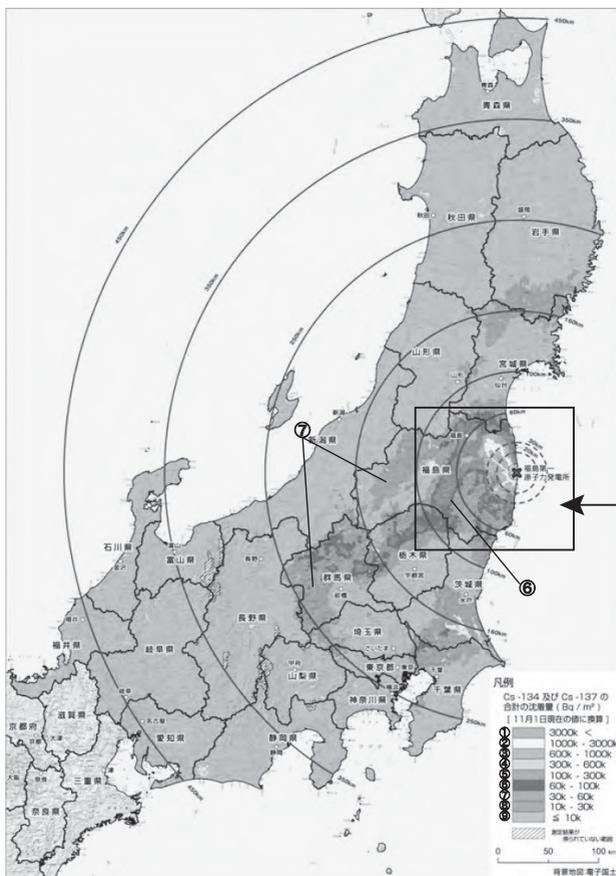
図4

そのため、それを尺度にして聞いていただくと思います。

まず、図4の左下に小さな四角を描きました。これは広島原爆が炸裂した時に、きのこ雲と一緒に大気中にばら撒かれたセシウム一三七の量です。数字で言うと八・九×一〇の十三乗(8.9×10^{13})ベクレル(Bq)といます。ベクレルというのはみなさんうすうすご存知かと思いますが、放射能の単位です。物には何でも単位があって、長さを測るときは何センチ、何メートル、何キロメートルとなるし、重さだったら何グラム、何キログラム、何トンという風に測るわけですけれども、放射能はとにかくベクレルという単位で測るんだという約束事です。でも八・九×一〇の十三乗(8.9×10^{13})ベクレルと言っても、みなさん全然ピンとこないと思いますので、広島原爆がばら撒いたセシウム一三七はこの小さな四角の大きさだと思ってください。では、福島第一原子力発電所で大気中にばら撒かれたセシウム一三七がどれだけだったかというところ、一号機だけで広島原爆の六発分から七発分だと。一番悪かったのは二号機です。猛烈にばら撒いた。三号機もばら撒いた。二〇一一年三月一日に運転中だった一号機、二号機、三号機を合わせると、合計で一・五×一〇の十六乗(1.5×10^{16})ベクレルのセシウムを大気中にばら撒いたと、日本政府が言っているんです。こんな数字はピンとこないと思いますので、広島原爆のばら撒いたものに換算すると一六八発分です。広島原爆一発分の死の灰だって猛烈に恐ろしいものなのに、なんとその一六八倍の放射能を環境にばら撒いてしまった、それも大気中だけだと、日本政府が言っているのです。今日は敷地の内部のことを詳しく聞いていただく時間ありませんけれども、先ほどもお伝えしたように、放射能の汚染水がどんどん増えてきて、何とかタンクにためようとしてきていますけれども、ためきれないものは海に四六時中流れているんです。一度ためたものも、もうどうしようもなく流すしかないというところまで追いかまれてきている。つまり福島第一原子力発電所の事故というのは広島原爆がばら撒いた死の灰の何百分、場合によっては千百分を環境にばら撒くというほどの事故なのです。それを今でも止めることすらできないほど、手のつけようのない状態が続いている、そういう状況なんです。

大気中に噴き出してきた放射能はどうなるでしょうか。風で流れる、ですね。そして日本というこの国は北半球温帯

という地域にあるわけですから、上空高いところに行くと、偏西風という強い西風が吹いています。ですから福島第一原子力発電所から噴き出してきた放射能も高いところに届いたものは全部、福島第一原子力発電所の東へ流れたのです。東側は全部太平洋です。日本というこの国にとってはありがたいことだろうと思えますけれども、噴き出してきた放射能の大半は太平洋に流れて行ってくれました。それでも地上では、東風の日、北風の日、南風の日もあるわけですから、こんな風に汚染したと言って、いろいろ色分けして、汚染の強さが地図に描かれています。図5の地図も日本政府が作った地図です。私が作った地図ではありません(ただし、本稿はカラーではないため、色の違いがわかるように番号を付して地名を鮮明にするための加筆をしています)。福島第一原子力発電所から北西の方向に三種の色が塗ってあるところがありますが(ここでは、赤①、黄②、緑③)、ここが猛烈に汚染してしまったところで、先ほどの強制避難をさせられて、十万人を超える人たちが生活を根こそぎ破壊された、というのがこの地域です。でも、それ以外のところだってもちろん汚れているんです。例えば福島県の真ん中を南北に青い帯(ここでは⑥の色)が縦断しています。ここは福島県の中通りと私たちが呼んでいるところです。東側には阿武隈山地、阿武隈高地という山並みがあります。西側には青森県から始まった奥羽山脈という長大な山脈があって、両側を山で挟まれた平坦地、とつても穏やかに住みやすいということで、中通りには福島県内の大きな都会がずらりと並んでいたんです。北から伊達市、福島市、二本松市、郡山市、須賀川市、白河市、というように、たくさんの人が住んでいた山に挟まれた平坦地を、放射能の雲が舐めるように汚染をしていったということで、この青い帯になってしまいました。その青い色は栃木県の北半分、群馬県の北半分にもつながっています。そして先ほど、私が今、長野県に住んでいると紹介していただきましたけれども、群馬県と長野県の県境にもやはり高い山並みがあって、流れてきた放射能の雲が山を乗り越えるのではなくて、山腹を巻くようにして群馬県の西部を汚染しました。埼玉県の西部、東京の奥多摩というところまで汚れています。このくすんだ緑色(ここでは⑦の色)、わかっていただけだと思いますが、例えば福島県の会津地方にもあります。宮城県の南部、北部、岩手県の南部にまで、もちろん茨城県の北部、南部、千葉県の北部、東京の下町というよう



http://radioactivity.mext.go.jp/ja/1910/2011/11/1910_1125_2.pdf

福島県の東半分を中心にして、宮城県と茨城県の南部・北部、さらに、栃木県、群馬県の北半分、千葉県、東京都の一部地域が、放射線管理区域(4万Bq/m²を超える区域)にしなければならない汚染を受けた。事故当日、政府は「原子力緊急事態宣言」を発令し、従来の法令を反故にし、汚染地帯に人々を棄てた。

(全体図と拡大図上の番号および拡大図の地名については川畑が加筆修正を行った。)

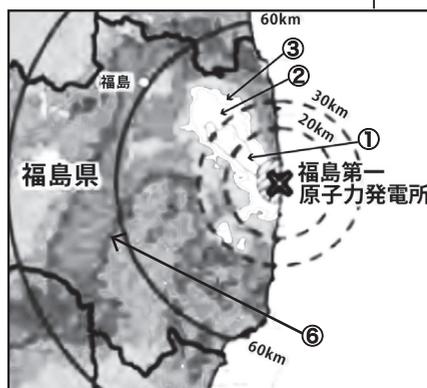


図5

なところまでありますが、このくすんだ緑色のところは一平方メートルあたり、よろしいでしょうか、一メートル四方、畳半分くらいの面積のところにセシウムという放射性物質が三万ベクレルから六万ベクレル降り積もったと、日本政府が示しています。そしてみなさんは、この数字を聞いても全然ピンとこないと思いますので、ひとつ比較の例を聞いていただこうと思います。

私は二〇一五年の三月まで、京都大学原子炉実験所という非常に特殊な職場で働いていました。原子炉を動かして放射能を作ったりしながら研究をするという、そういう職場でした。実験研究をするところ。例えば、この場所で今、私が放射能を取り扱って実験していいかといえ、もちろんだめです。放射能は危険なものですから、一般の人が立ち入れるようなところでそういう仕事はしてはいけないと、きちんと法律で決まっていた。もし放射能を取り扱う時には、放射線管理区域という場でしかやってはいけないと決まっていたんです。私はそういう仕事に従事していたので、その場所に入りました。まずみなさんは入れない。私のような人間だけがその特殊な仕事をするためだけに入ってもいいという場所です。でも、その場所に入ったが最後、私は水を飲むことができなくなります。食べ物を食べることもできません。寝ることもできません。管理区域の中にはトイレがありませんから、排泄もできない、それが放射線の管理区域です。とても気持ち悪いので、私は仕事が終われば、できるだけ早く管理区域から出たいと思いましたが、でも管理区域の出口にはドアがあつて、いつも閉まつている。なぜかという、私が管理区域の中で放射能を使って仕事をしたということは、私の手が汚れたかもしれない。私の作業着が汚れたかもしれない。私の足だつて汚れたかもしれない。そのまま外に出てしまえば普通の人たちが被曝させることになるので、外に出たいと思えば管理区域の出口にある測定器でどれだけ汚染しているかをちゃんと測定しない限りドアは開かない、そういうシステムになっていたのです。

では、どこまでの汚染ならドアが開いてくれるかというと、一平方メートルあたり四万ベクレルです。私の作業着、実験着が一平方メートルあたり四万ベクレルを超えて放射能で汚れていけば、私はその実験着をその場で脱いで、管理区域の中で放射能で汚れたゴミとして捨てるしかない、そういうものだったんです。でもこのくすんだ緑はすでに、大

地が三万から六万ベクレル汚れていることを示しています。中通りの青い色、三種類あつて一番外側は濃い青になっているのですが、そこは汚染が比較的少ない所で、そこは六万ベクレルから一〇万ベクレルのセシウムが降り積もっている。中通りのほとんどを覆っている薄い青は一〇万ベクレルから三〇万ベクレル。中通りの中に点々ともっと薄い青があるのですが、そこは三〇万ベクレルから六〇万ベクレル、セシウムが降り積もったと言っているんです。よろしいですか。本当なら四万ベクレルを超えているようなものは、管理区域の外側に存在してはいけません。それなのに何十万ベクレルというようなセシウムが大地に降り積もっている。本当のことを言えば、福島県の東半分を中心にして、東北地方と関東地方の広大な地域を放射線管理区域に指定して、人々をそこから追い出さなければいけないというほどの汚染があると、日本国政府が地図を作つて示している。

では、どうしたのかというところ、日本国政府は先ほど聞いていただいた「原子力緊急事態宣言」というのを発令して、従来の方令を反故にしました。そして、そこに人々を住ませ棄ててしまう、ということをやつたのです。日本という国は法治国家と言われてきました。国民が法律を破ると国家が処罰をする、悪いやつは刑務所にしょつびいて行く、だから巷には悪いやつはいない、安全安心な国なんだと、国家が私たちに對して言ってきたわけです。それなら、法律を作つた国が自分の作つた法律を守るのには最低限のルールだと、私は思います。そして、被曝に関して国が作つた法律はたくさんありました。例えば、みなさん一般の人たちには一年間に一ミリシーベルト以上の被曝をさせてはいけないという法律がありました。今聞いていただいたように、管理区域から何か物を持ち出すときは、一平方メートルあたり四万ベクレルを超えているようなものでも持ち出してはいけない、という法律もあつたのです。

でも、福島島の事故はあまりにもひどすぎた。本当は、そんな事故は起こしてはいけないなかつた。私が願つたように、こんな事故が起きる前に原子力はやめなければいけなかつた。でも、やめなれませんでした。東京電力が動かしつたその原子炉が潰れたんです。東京電力に圧倒的に重い責任があると私は思います。でも日本の場合、原子力というのは国策民営といわれた。国が全て決めてルールを敷いて、電力会社にその上を突つ走らせるという、そういうことをやつ

てきたわけですから、一番の犯罪者は国です。では、だれがどのような責任を取ったかというところ、先ほども学長さんが紹介してくださいましたけど、誰一人として責任をとらないという、そういう状況になっているんです。最大の犯罪者の国が、今は緊急事態だ、だから法律は守らなくていい、特別措置法というものを乱発して人々を被曝させ続けるという、そういう国なんです。

多分みなさん、お忘れになっているというか、お気づきになっていないと思うけれども、今この現在も、日本というこの国は原子力緊急事態宣言という宣言下にあるんです。緊急事態宣言が解除されていないんです。緊急事態ということが一週間続いた、一か月続いたと言ったら、私はまだわかるけれども、七年九か月経った今でも解除されていないんです。じゃあこの緊急事態宣言、どうなると思いますか。私は先ほどから人間に一番危害を加えるのはセシウム一三七という放射性物質だと、みなさんに聞いていただきましたが、そのセシウム一三七という放射性物質は一〇〇〇年経って一〇分の一に減ってくれます。でも一〇分の一に減ったところで、福島を中心に放射線管理区域にしなければいけない放射能の汚染地は広大に残る。つまりどういうことかというところ、一〇〇年経っても日本というこの国は、原子力緊急事態宣言を解除できないんです。私は多分あと一〇年くらいしか生きないと思います。でも若い学生さんだつて一〇〇年とは生きられないでしょう。つまりこの会場にいる全員が死に絶えても、日本というこの国は原子力緊急事態宣言下であり続けるとそういうことが続いているんです。

放射能の正体——「被曝」たる所以

被曝をすれば危険です。だんだん、そのことがわかってきました。人間が放射線というものの存在に気が付いたのは一八九五年です。ドイツのレントゲンという物理学者がX線を発見した時です。それより前は放射線なんていうものは知らなかったんですけども、レントゲンがX線を発見してから、放射線の正体を突き止めようとして、たくさんの学

者たちが研究生生活を送りました。でも危険を知らないまま研究していたので、たくさんの方々が死んでいくことになりました。そういう悲惨な歴史の中で、人間は被曝をすれば死んでしまうということがまずわかりました。

被曝による急性死確率

いったいどのくらいの被曝をすると死ぬのかというデータを、今ここに一枚の図で描きました(図6)。左側に濃い色の帯が立っていて、下から2、3、4、5、6、7、8と書いてありますが、この数字は全身の被曝線量です。被曝の単位はグレイ(Gy)という単位なのですが、二グレイ、三グレイというように、被曝が下から上に向けて大きくなっていく。ここの上の方に、〇、五〇、一〇〇と書いてありますが、これは急性死確率です。被曝をしてしまったときに、短期間に死んでしまう確率を〇、五〇、一〇〇%として表している。この帯をどうやって読むかというと、こう読みます。二グレイのところから濃い色の帯が始まっています。つまり、二グレイという被曝をすると死ぬ人が出始めることを示している。だんだん帯の幅が広がって行って、四グレイのところ、ここを私たちは半致死線量という。これを上に行くと五〇%ということになるんですが、二人に一人は死ぬと、二人に一人は助かるだろうというのが四グレイという被曝です。一番上の八グレイにいくと帯の幅が一〇〇%になっています。八グレイの被曝をすると人間は全員死んでしまうということが、長い研究生生活、研究者の死を代償に、だんだんわかかってきたというのが被曝の知識です。

ではこのグレイという単位は何なのかというと、非常に単純に決めています。長さを測る時にはセンチメートル、メートルという単位があるし、被曝の単位はグレイですけど、単純に決めました。どう決めたかというと、被曝という

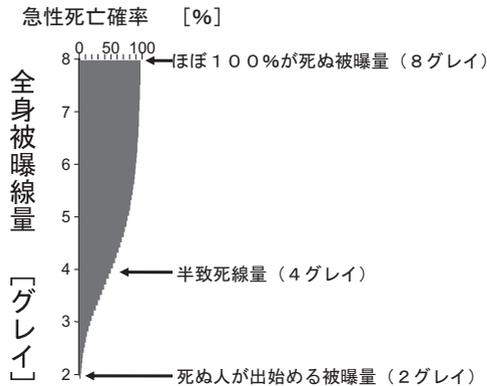


図6

のはその物体が放射線からどれだけのエネルギーを加えられたかということすべてが決まる。だから被曝の単位は、被曝する物体が放射線から受け取るエネルギーを尺度に測るということです。一キログラムの物質が一ジュールのエネルギーを吸収した時の被曝量を一グレイと決めました。これ以上単純には、多分単位は決められない、というぐらいに、単純に決めました。ただみなさん、ジュールという単位はあんまりなじみがないと思いますが、一ジュールとは〇・二四カロリーです。一カロリーというのは一グラムの水の温度を一度だけ上げるといのが一カロリー、熱量ですけれども、一ジュールというのはその四分の一くらいしかない、そういう熱量です。でも一グラムの水の温度を一度上昇させるとすれば、水が一キログラム、その一〇〇〇倍あれば、温度は一〇〇〇分の一しか上がらないということです。それで、一キログラムの水が一ジュールのエネルギーを吸収する場合には、その物体の温度は約一万分の二度だけ上がるという、そういう計算になります。人間っていうのはほとんど水です。主成分は水ですので、人間が一グレイの被曝をする、つまり一キログラムあたり一ジュールのエネルギーを放射線から受けるということになると、体温は一万分の二度上がることになるわけです。

図7は先ほどの図です。四グレイの被曝をすると二人に一人は死んでしまうと、私は先ほど聞いていただいたわけですがけれども、じゃあ四グレイという被曝つまり放射線からエネルギーを受けたときに、人間の体温の上昇は何度になるかというと、一〇〇〇分の一しか上がらない。八グレイで全員死んでしまうのに、その人の体温は一〇〇〇分の二度しか上がっていないんです。みなさん風邪を引いたりする。体温計で計って一度、二度温度が上がったというようなことがしょっちゅうあると思いますけれど、人間はそんなことで本当は死なないんです。でも、こと放射線からエネルギー

被曝による急性死確率

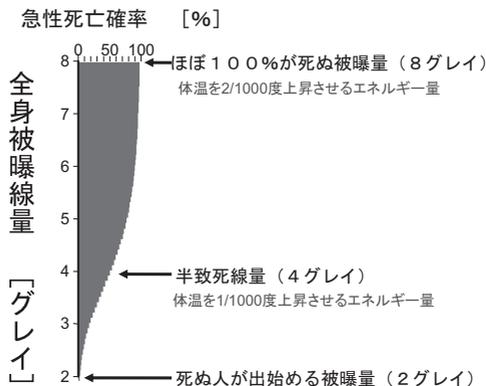


図7

ギーを加えられる場合には、一〇〇〇分の一度とか一〇〇〇〇分の二度上がるだけエネルギーを受けたら、もうそれで死んでしまう、そういうものが放射線と呼ばれているものです。

なんでそんなことになるんだということですけども、私なら私、まあ脂肪もあるでしょう。筋肉もあるでしょう。骨もあるし、一番基本的には遺伝情報というものがDNAに書き込まれたものとして私は生きています。筋力もあって、水なら水になるわけだし、たんぱく質ならたんぱく質になる。DNAには遺伝情報が書き込まれているのですが、すべて原子同士が結合して分子になることで成り立っています。図8には、そういう化学結合のエネルギーというのが数eVと書いてありますが、エレクトロンボルトと言います。みなさんはあまりこんな単位は使わないと思います。私のような非常に特殊な仕事をする人間だけが、こういうeVという単位を使うんですけども、本当に小さな力で、私なら私の命が支えられているわけです。一方、放射線のエネルギーというのは、例えば胸部X線撮影で使うX線のエネルギーは約一〇万エレクトロンボルトです。みなさん胸囲X線検査を受けると思いますが、息を吸って、止めて、バシヤツと撮って、例えば私がやれば私の肺のどこにがんがあるか、結核があるか、どつか骨が折れているかというようなことがバツと見えてしまって、大変便利です。だからお医者さんは使いたがるわけですけれども、それをやったらために、こんな巨大な放射線が体の中を突き抜けていくということをしているわけです。私の体の分子結合のエネルギーに比べれば数百万倍というようなエネルギーをもった塊が、私を被曝させながら写真体を写すということをやったわけです。今日聞いていただいたセシウム一三七という放射性物質は、ガンマ線という放射線を出します。六六万一〇〇〇eV

生きものと放射線は相いれない (放射線のエネルギーの巨大さ)

人間を含めたすべての生き物、そしてすべての物質は、DNAを含め原子同士が結合し、分子になることで成り立っている。

その分子結合のエネルギー

数 eV

X線のエネルギー

~100,000 eV

数万倍

セシウム137のガンマ線

661,000 eV

数十万倍

図8

です。つまり、人間の命を支えている化学結合のエネルギーから比べれば、数十万倍というようなエネルギーをもった放射線があちこちから飛び交って、人々を被曝させることになってしまっているわけです。そんなことになれば、もちろんたくさん浴びれば死んでしまうわけですけれど、たくさん浴びなくなると体に傷がついていくということ自身は、避けられないというわけです。ですから被曝というものは、どんなに微量でも危険がある、というのが学問の定説です。

ICRPというのは国際放射線防護委員会と言われている組織で、日本の国でも電力会社でも金科玉条のごとくこの組織がこう言っていますよ、というようなことで存在してきた組織で、私は原子力を推進するための団体だと呼んできました。その団体ですら二〇〇七年の勧告でこう書いている——約一〇〇マイクロシーベルト(mSv)以下の線量においては不確実性が伴うものの、がんの場合、疫学研究および実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している——。一〇〇マイクロシーベルトという被曝量よりもうんと少なくても、ちゃんと危険があるということが分かっていると、ICRP自身が言っているんです。さらにこうです。——約一〇〇マイクロシーベルトを下回る低線量域のがんまたは遺伝的影響——がんだけじゃないんです、遺伝的に影響がある——の発生率は、関係する臓器および組織の被曝量に比例して増加すると仮定するのが科学的に妥当である——と云うんです。被曝に関しては、どんなに微量でも危険を伴うと、そう考えるのが科学的なんだと、はっきりと彼らが言っています。今日本の国は、一〇〇マイクロシーベルト以下の被曝ならもういいんだと、一度は逃げた人も汚染地に帰れというようなことで、どんどん帰還させようとして、住宅の手当でも打ち切ってしまった。それでも帰れない人はたくさんいます。でもそういう人たちに關しては自己責任だといって、もう国はいつさい知らないと言い出しました。そのうえ、私の気が重いのは、子どもたちが被曝に敏感だということです。

今からここに、放射線がん死の年齢依存性というデータを見ていただくと思うのですが、これをちゃんと聞いていただくと思うと時間がとつてもかかってしまつて大変ですので、ごく簡単に端折つて聞いていただきます。まず図9には、真ん中に30歳と書かれた帯があります。これは、被曝をした人が三〇歳で、その人がやがてがんで殺されていく

可能性がどれだけ多いか、ということ濃色の帯の高さで示しました。この高さはほとんど全年齢を平均した時の危険度に等しいです。つまり、今日この会場に三〇歳の方がいらつしやるとすれば、自分は平均的な被曝危険度を持っていると思っただければいいのです。そして人間、ほかの命や生物もそうですけども、年を取れば取るだけ被曝に鈍感になります。なぜかという、例えば私が被曝をした、私の体のどこかががんになる運命づけを与えられたと想像してください。でも、その運命づけを与えられた細胞が本当に私を殺すまでには細胞分裂を繰り返して、大きくならなければいけない。でも、私のような歳になつてしまうと、細胞分裂ほとんどしないんです。血液を作ったりするのはもちろん細胞分裂しているわけですけど、いわゆる体細胞は、私なんかもう成長もしないわけだし、ほとんど細胞分裂しない。そうすると、今運命づけを与えられた細胞がゆっくりゆっくり大きくなんなくなっていく。それより前に私は多分、他の理由で死んでしまう。ですから、私が今被曝をして、どこかの細胞が私を殺す運命を与えられたとしても、それより前に私は死んでしまうので、被曝をしたために私が殺される可能性が少なくなっていくわけです。五〇歳、五五歳にもなれば、帯の高さが見えなくなっています。危険がないわけではありません。被曝はどんな年齢でも危険があります。でも平均的な危険度に比べれば、七〇分の一、八〇分の一ぐらいの危険度に減っているということになります。そして今日、この会場にいらつしやる方たちは、こういう世代の方がかなり多いと思います。今日わざわざこの場に来て下さった方々にこんなことを言うのは申し訳ないけれども、こういう世代の人間こそ日本で原子力の暴走を許してきたんです。逆に子どもたちは大変なんです。〇歳の赤ん坊にでもなれば、平均的な危険度の四倍、五倍というような危険度を負わされてしまう。〇歳、五歳、一〇歳というように、見て

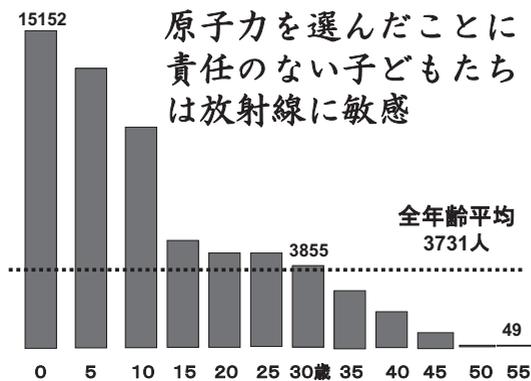


図9

いて毎日おもしろいぐらいに成長していく、細胞分裂を繰り返して大きくなっていくという子どもたちが、被曝の危険を一手に負わされてしまうということになるわけです。

これからの世代へ——事実を曇らない目で視る

写真9と10は柚木ミサトさんというイラストレーターが描いてくれたイラストです。私たちは「赤い粒々のイラスト」と呼んでいます。赤い（ここでは薄いねずみ色）粒々が放射能を表しています。先ほどから見ていただいたように、日本国政府が地図を作って、福島を中心に広大なところが放射線管理区域の基準以上に汚れていると言っているんです。風評で汚れているのではなく、事実として汚れていると、日本の国が地図を作って示している。本当だったら普通の人は立ち入ってはいけない、私のような人間がそこに入って水を飲んではいけない、食べ物食べてはいけない、寝てはいけない、と言われているほど汚れているところに、子どもたちが今、棄てられているということになっているんです。これから何をすべきかといえば、私は、ただ一つだと思います。日本で原子力の暴走を許して、福島の事故を止めることのできなかつた大人たちに重い責任があると思います。もちろん私には、猛烈に重い責任があります。原子力の旗は振りませんでしたけども、原子力の場にいました。本当に重い責任が私にはあると思うけれども、でも私は、日本人の大人はみんな責任があるはずだと思えます。二〇一一年三月一日になる前は原子力に対して大きな注意を払ってこなかったのではないかと思えます。そういう大人たちは仮に自分が被曝しても、とにかく子どもたちの被曝を少なくさせる。そういうことが日本人の大人の責任だと私は思います。

原子力っていったい何のために必要なのでしょう。例えば、未来の無限のエネルギー源だと言われました。安価な

放射能が目に見えればいいのにな…

と私は思う。



柚木ミサトさんのイラスト

写真9

日本人の大人には原子力の暴走を許し、福島第一原子力発電所事故を引き起こした責任がある。自分が被曝しても、子どもたちを被曝から守るのが大人の責任



榎本ミサトさんのイラスト

写真10

発電ができるとも言われました。嚴重に審査するので安全だとも言われました。実は、私はこれを感じたんです。信じたからこそ、原子力の場に行っただけでも、途中で気がつきました。原子力の燃料であるウランは地球上にそんなにたくさんないので、こんなものはエネルギーにならないということに気がつきました。原子力の専門家はもうみんな知っています。安価な発電ができるなんていうのも大嘘でした。日本は今や、世界一高い電気代の国になってしまいました。安全だなんていうのも大嘘でした。福島事故がそれをちゃんと事実として見せている。つまり、これらは全部嘘だったんです。

では、なんで今でも、原子力から足を洗わないのか、という疑問が残ります。そのことを聞いていただこうとすると、またものすごい時間がかかってしまうんですけれども、原子力というのは核兵器を製造するということとずっとセットで進められてきた歴史があつて、これがある限りは、自由民主党という政権ですけれども、決して原子力を捨てないと、私は思っています。

もう時間も使い尽くしてしまいました。一体どうすればいいか、ということですが、若い学生のみなさんには覚えておいて欲しいと思います。まず何よりも大切なことは、事実を曇りのない目で視る、ということです。是非ともこれはやって欲しいです。その次には、自分の頭で考える、ということですが。膨大な情報や膨大な考え方というのが流れてきていますけれども、そうではない、事実をちゃんと視て、自分の頭で考える、ということをやることが大切だと思います。

そして最後ですけれども、他の誰でもない、一人ひとりみんな他の誰でもない、かけがえない存在なんですから、かけがえないその人として行動する、一つひとつの行動を選択していく、ということが、私は大切だと思います。以上で終わりにします。ありがとうございました。

(小出 裕章)

〔補論〕「原子力研究者に憲法を学ぶ」

はじめに——背理か、道理か

憲法を研究している者が表題に「原子力研究者に憲法を学ぶ」と掲げることは、背理だろうか。あるいは、自分の「専門性」を疑われるのだろうか。その領域に頑としてとどまって、徹底的にその分野の知識を深め技術を磨き上げ、他領域には踏み込まない禁欲的な学問の態度こそが専門だとする見方は、今なお根強い。そのように研ぎ澄まされた知識や技術であればこそ、「専門」という用語は日々の生活空間において、専門の外にいる人びとに対して物事の仕組みを有機的に伝える。しかし同時に、「専門」の用語がもたらす日本語特有の語感によって、人びとを遠ざけもする。どのみち、専門性が越えがたい高い壁であることが前提にされてこそ起こり得る事象である。有用な場面もあるが、厄介でもある。

敗戦で日本中が食糧難に陥っていた戦後間もない一九四六年五月一九日、二五万人もの人びとが皇居前広場を埋め尽くす「飯米獲得人民大会」いわゆる「食糧メーデー」がおこなわれた。のちに「天皇プラカード事件」と名づけられる出来事が起きた場である。これは、その中にいた松島松太郎氏が「ヒロヒト 詔書 曰く 國体はゴジされたぞ 朕はタラフク、食つてるぞ ナンジ人民 飢えて死ね ギョメイギョジ」(写真)としたためたプラカードを作成し掲げたことが、天皇および皇室に対す



写真 1946年5月19日撮影(提供:毎日新聞社)

る不敬罪に当たるとして起訴された事件である。敗戦で消滅したはずの罪について、最高裁に至るまで裁判所が被告人を決して無罪と認定することのなかったこの事件を終始担当した正木ひろし弁護士は、数々の冤罪事件と闘った人物として知られる。同じ人権派の後藤昌次郎弁護士が彼を評して残したことは、今なお「専門性」を何度も問い直させるはずである——「正木さんにとって、法律の定めは、いわば、どうでもよろしい。大事なのは、何が真実であり、道理であるか、とうことなのである。法律はその追求に役立つかぎりに必要なだけだ。∴（中略）∴真実と道理を知らず、知ろうとしないのは恥だが、法律を知らないのは恥ではない」（傍点は川畑）。「真実」とか「道理」という専門はない。そうだとすると、この二つのことからは専門性の有無を突き抜けて、すべての人に通じるはずのことからである。複雑で混迷を極める社会の中で、どこに嘘偽りのない真実があるかを突き止め、何が道理であるのかを見極めることは、容易ではない。本来の専門とはその際の手助けを提供するものであるはずだが、実際には、専門の敷居が高く頑強であるほど視野狭窄をもたらす。結局のところ専門性とは、その境界を自覚し、それを乗り越える可能性を内に秘めてこそ発揮される知識と技術なのだと思う。さらに言えば、その知性を専門の敷居の外にいる人たちと共有する努力と勇気でもあるだろう。

こうした問題を考えるきっかけを、なぜ原子力——そしてその安全性を疑問に付し続けてきた——研究者に求めるのか。その答えは、「原子力研究者に憲法を学ぶ」という主題の立て方にこそ凝縮されている。二つのことながら重要である。一つは、人間が生み出し手に負えなくなったものの本質に由るものであり、もう一つは、その本質が求める社会との関係性に在る。

一 憲法から原発問題を説き起こす研究者集団——「熊取六人組」のハコ

誰にだって知識がゼロの段階がある——それまで原子力の問題に十分な注意も関心も払わずにきた自分に、そう言い

聞かせながら出会ったのが、今中哲二、海老澤徹、川野眞治、小出裕章、小林圭二、瀬尾健の六名の著者から成る『「新聞うずみ火」連載講演 熊取六人組 原発事故を斬る』(岩波書店、二〇一六年)だった。巻頭を飾っていたのは、「熊取六人組」の一人で、二〇一九年五月二七日に亡くなった小林圭二さんの講演だった。二〇一四年八月四日におこなわれたと記される小林さんのお話は、少し前の同年七月一日に閣議決定された集団的自衛権の話から始まり、次のように述べていた——「現在の安倍政権は——川畑」集団的自衛権の問題でも憲法の解釈を変えて行使容認しましたが、憲法を作るのも変えるのも基本的には民衆です。民衆が変えたいときには決められた手続きを取って変える。あくまでも民衆がやることで、権力者が勝手にやっつてはいけません。憲法とはそういうものなのです」(同三頁)。憲法の専門書はるか教科書にもなかなか見出し難い明快なことばで、憲法の核心が取り出されている。原子炉工学が専門だという小林さんが「憲法とはそういうもの」と喝破できることの意味の深さに、私は囚われた。なぜ、そのようなことができるのだろうか。小林さんのことばを理解する手がかりの一つを、私は小出裕章さんが小林さんを追悼する文章の中に見出した。

「学者は普通自分が専攻している学問と、社会的活動を切り離し、学問の世界は自分が閉じこもることのできる場として常に別に持っていた。しかし、コバケイ(小林圭二さんの愛称——川畑)さんは、自分が専攻する学問を常に社会との関連の中でとらえ、閉じた学問の場にこもることがなかった」(傍点は川畑)。

自らの学問を閉じず社会に開き、常にその関連の中で捉えたとき、原子炉工学の専門家は原子力の問題を「憲法問題」だと言い切ることができた。⁽⁵⁾それは、原発が引き起こすすべてが憲法問題だからである。

この講演録の書の表紙の袖の冒頭には「原子力の安全性を問い続けてきた、六人の研究者たち」とあるが、タイトルは「熊取六人組」と謳う。「熊取六人組」とは「六人の研究者」であって、大阪泉南郡の熊取を所在地とする京都大学

の原子炉実験所（二〇一八年より複合原子力科学研究所）の同僚だった。彼らは「学問上の専攻も多様だったし、何よりも個性が多様だった」研究者六名で、「原子力発電をやめさせる一点で一致し、それぞれの個性を生かして連帯した」グループであった。⁶ 学問上の「専門」と言う場合、自分の研究対象を肯定し正当化するのが常である。それは研究に携わる者の性でもあるだろう。例えば、増税を決定する新たな法律によって現実の生活が苦しくなったり、不要なはずの軍備を定める立法によって戦争を招いてしまう危険性が増したり、現実社会で残酷な面や否定的な効果もたらされる。法学の場合であれば、その因果関係を明らかにして、それを批判しつつ、別の立法政策を提示し、それが実現されることで、否定的な事態を別の法律によって覆せる可能性がある。それは決して、法そのものの否定とはならない。相半ばする物事の功罪の「功」を救い出しそれに賭ける、いわば「肯定の学問」である。しかし原子力の研究に携わる「六人組」の研究者は、「自分が専攻する学問を常に社会との関連の中でとらえ」ればこそ、それが一人ひとりの個性を持つ人からなる社会——「六人組」の連続講演を実現した新聞「うずみ火」の理念の響に倣えば、「戦争の対極にある、誰もが生まれてきて良かったと思える真の人権社会」——であるからこそ、原子力の安全性を問い続けることをやめるわけにはいかなかった。原子力の危険性を認識した専門家集団がめざしたのは、全原子力発電所の廃炉であったし、研究対象としての原子力は「誰もが生まれてきて良かったと思える真の人権社会」にとってはどこまでも、否定されなければならないものだった。この意味において「六人組」は、いわば「否定の学問」の十字架を背負い続けることを引き受けてきたのだと思う。

しかし、さらに考えるべき厄介な問題がある。稼働中の原発から出される放射能レベルの高い使用済み燃料の処分場の問題と同様に、廃炉についての科学的知識と方法が確立されていない点である。この点は、専門外の者には容易には理解しがたいだろう。一般的には、小出さんが引き合いに出す自動車の例のように、原子炉も「あつとつ間に近づいてしまうことができる」かのようなイメージを持ちやすいからである。⁸ 日本では稼働寿命を終えて、解体を待つ東海原発のような商業用の原子炉や、事故で使い物にならなくなった福島第一原発の原子炉の解体作業が控える。前者に関し

て、日本原子力発電株式会社は「わが国の商業用原子力発電所では初めての『廃止』に向けて、安全かつ合理的な解体技術を開発・確立していくという新たなパイオニアの分野に取り組んでい⁹⁾」ると、それが「新領域への挑戦」であることを隠さない。後者の事故後に由る廃炉に関しては、人類には経験がなく、それは「この地球上にいるどんな専門家も知識を持たない」ことを意味する¹⁰⁾。決して忘れてはならないのは、被曝の危険を引き受けて原子炉の解体作業をする労働者もまた、命ある人だということである。今後についての見通しは、厳しい。すべては人命を奪いかねない放射性物質ゆえの苦難であるが、始末の仕方を知らないままに手を出した原発の廃炉のための研究の重要性にこそ、目は向けられなければならない。「いのちを守る学問」であるために「否定の学問」を貫く究極の側面である。小出さんはこう述べる——「現在、原発の研究者をめざす若者は減っています。しかし、たとえ原発を止めても、そのあとどうするかを考へる研究者や技術者は必要です。推進のための研究ではなく、止めるための、そして安全に廃炉して管理するための研究者が必要なのですが、ゴミの始末のために一生をかけようとする研究者は多くありません¹¹⁾」（傍点は川畑）。

二 眼光紙背の科学——平和から原発、原発から戦争、そして戦争から憲法九条へ

(一) 「見えないもの」を「見せる」科学

小出さんはしばしば、柚木ミサトさんが「放射能が目に見えればいいのにな……と私は思う」のセリフとともに描いた少女のイラストを引用する。「否定の学問」を引き受けた原子力研究者が相手にするのは、まさにこうした色にもおいても味もない「目に見えないもの」との闘いでもある¹²⁾。ただし、「見えないこと」と「ないこと」は同じではない¹³⁾。小出さんはこう述べる。

「放射能は五感で感じられないというけれども、一体どうということかというのと、例えば私の周りに放射能が感じら

れるほどあれば、私は感じる前に死んでしまうからです。だから、『感じられない』と言っているだけです。」¹⁴

東日本大震災においても、目に見えたのは迫り来る津波であり、流される人や建物であり、爆発する原子炉建屋であった。私たちはそこで「見えたもの」を怖れ、「見えないもの」に無頓着になる。

「目に見えないもの」を相手にするという意味では、国家権力というそれ自体は目に見えないものを対象にする社会科学領域の学問も似ているところがある。憲法の分野では、「権力の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない」と定めた一七八九年のフランス人権宣言の一六条を引き合いに出しながら、権利保障のために憲法によって権力を縛る政治のありかたを「立憲主義」の名で説くのが一般的である。集団的自衛権を容認した法改正以前から、自衛隊の海外派兵の事実の積み重ねに対して、戦争の放棄と陸海空軍その他戦力の不保持を定めた日本国憲法九条の規範力が形骸化しているとも言われてきた。しかし、「憲法によって権力を縛る」とか「規範力の形骸化」だとか、これらの用語が示す「法」や「権力」や「規範力」といったものは、目には見えない。

放射性物質という見えないものの影響について、科学者小出さんの講演を初めて肉声で聞いた時のことが思い出される。それは、二〇一七年五月二七日に長野県佐久市でおこなわれた「子どもたちののちと未来のために知っておきたい大切なこと」と題する講演であった。小出さんはそこでも終始、政府が福島原発事故後に正式に発表しているデータのみに基づき、それを丹念に分析した結果を、専門外の人にもわかるように——そして「残念ながら」と断ることを忘れることなく——、放射性物質の影響を最も受けやすく、被災した子どもにも現れるであろう病気のデータから、「目に見えないもの」が人体に及ぼす影響との因果関係を証明できるようにするはずだと説いた。内容や方法の信憑性を問われかねない独自に収集したデータではなく、あくまでも被害を最小限に見積もりたいはずの政府発表の公式のデータから事態の深刻さを解く科学の手法である。小出さんの仕事にしばしば現れる「日本政府が言っているのです」という表現の含意を捉え損ねてはならない。

この点で思い出されることがある。ずいぶん前の話になるが、二〇〇六年七月二十九日に自衛隊朝霞駐屯地でおこなわれた「第一〇次イラク復興支援群等隊旗返還式」で、当時の小泉純一郎首相が帰還した自衛隊員におこなった訓示である。¹⁵ 世論の懸念・批判にさらされながら、政府が自衛隊員の派遣先は「非戦闘地域」であり、自衛隊の活動は憲法に反していないことを繰り返す中で決定されたイラク特措法に基づく自衛隊派遣だった。小泉元首相は訓示の中で帰還した自衛隊員に対して、「……何よりも、日本の自衛隊として、他国にはない活動をしてきた。一発の銃弾を発することもなく、一人の死者も出さずにこのような立派な任務をはたされたこと、これはすばらしいこと」だと称賛した。¹⁶ 小泉元首相はなぜわざわざ、「一発の発砲も死者もなく」などと言及しなければならなかったのか。この発言を生み出す意識をどのように理解すべきなのだろうか。憲法の規定が国家権力担当者の言動を左右するだけの力を失っているのであれば、自衛隊員は法律上の疑義のない任務に就いただけのことであり、小泉元首相のこの発言は不要である。そうではなく、憲法規定の背後に控える国民世論の厳しい批判の目に晒される中で派遣であったからこそ、「だから大丈夫なのだ」と、この決定の正当性を誇示しなければならなかった。国家権力担当者にとっては鬱陶しい手枷足枷である。この縛りから自由になるには、白を黒と言いくるめる解釈で憲法を迂回するか、一足飛びに憲法の規定を変える手段に訴えるしかない。まさに、第二次安倍政権の憲法をめぐる政治そのものである。小出さんが示してくれるように、「目に見えないもの」を見る手がかりは、国家が公にするものの中に潜む。ならば、眼光紙背に徹すべし。眼光とは、道理を備えた嘘偽りのない科学的な眼力のはずである。今や現政権の常套手段にもなっているが、その「紙」そのものの廃棄に手をかけ、痕跡を消そうとするのは、裏から見れば、このことが真実であることを物語っている。

(二) 「戦争」に帰着する原発の正体

小出さんには『原発と憲法九条』と題する著書があるが、憲法九条についての小出さんの見解は明快だ——「解釈憲法という言葉があるけれども、これをどうやって解釈できるかなんて、他の解釈の余地もないほどに明確ではないで

しょうか。軍隊なんて持たない、戦争はもう一切しない、と書いてあります¹⁷⁾。

粗雑な描写になるが、大日本帝国憲法の時代の反省の上に立って出発した戦後の憲法学において、あの手この手の解釈手法を弄して憲法の規定からほとんど遠ざかる現実の政治状況に対抗するために、議論の中心を占めたのは憲法九条の解釈をめぐる緻密な議論であった。同時に、そうした政治が繰り出す様々な法令に対して、裁判所が憲法に適合するかどうかの審査をおこなう際の基準をめぐる議論でもあった。前者の抛りどころは近代日本の歴史であったし、後者においては、同じ型とされたアメリカの憲法学の議論が積極的に摂取された。「九条解釈」も「九条裁判」も政治において憲法九条が守られるようにするためのものではあったが、九条と原子力との関係に対する自覚は、憲法の専門家の間でも決して高かったとは言えない¹⁸⁾。

前出の『原発と憲法九条』には、「核」と「原子力」に関する日本語のカラクリを外国語から突き止める指摘がある——「[“Nuclear” Weapon] と言えは「核兵器」と訳される。とすると、[“Nuclear” Power Plant] は正確には「核発電所」となるはずが、「原子力発電所」と訳され続けてきた。「Nuclear」という単語も、「核」だと軍事的なものになり、「原子力」は平和利用と結びつけられている。ならば、「[“Nuclear” Development] だとうなるか。正しくは「核開発」と訳すべきである。ところが、イランなどが批判の槍玉に挙げられる文脈では「核開発」となり、日本自身も持つこの技術については「原子力開発」と訳される¹⁹⁾。

翻訳を媒介することによって、私たちの思考に天と地ほどの違いが出る好例である。同じ「Nuclear」という名でありながら、「核は悪、原子力は善」とは、実に奇妙なことばのカラクリだろう。その際の鍵となる概念こそが「原子力の『平和利用』」であり、だからこそ、「核は兵器、原子力はエネルギー」の固定観念が日本でも有効に作用してきた。決して「核の平和利用」とは言わない。そして、いかに「平和利用」の語で糊塗されようと、「兵器になる原子力」の正体とつじつまが合う核兵器保有への渴望に充ちた日本政府の公式見解を、小出さんは一九八二年四月五日の参議院での政府答弁や一九六九年に作成され無期限の極秘指定とされてきた「わが国の外交政策大綱」（外交政策企画委

員会)などの公文書から明らかにする。²⁰⁾

最近の例では、二〇一六年三月一八日の第一九〇回参議院予算委員会で、横畠内閣法制局長官が「我が国を防衛するための必要最小限度のものにももちろん限られる」としつつ、「憲法上すべてのあらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているというふうには考えておりません」と答弁し、物議をかました。これを受けて、安倍内閣総理大臣は、非核三原則、原子力基本法、核兵器の不拡散に関する条約によって、日本が核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負い、一切の核兵器を保有しえないと前置きしてから、「その上で、従来から、政府は」と、次のように答弁した——「憲法九条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条二項によっても禁止されているわけではなく、したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとなれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではな(」(傍点は川畑)く、「このことは核兵器の使用についても妥当すると解しているところであって、この法理上の考え方に変更はない」。「非核三原則を堅持する」と述べる同じ人物の核兵器についての考えである。

「純法理的」などとは、見る者聞く者を怯ませる。しかし目を凝らすと、事柄はそう複雑ではない。まるで仮想空間のような「純粋な法の世界」なるものを想定することで、それとは異なる「現実の空間」を設定して、「現実の政策としてはそうではない」と言える余地を残しておくのである。法の空間では日本は自衛権を持ち、そのための必要最小限度の実力を保持しているので、核兵器もここに収まるなら問題ない、ということである。裏を返せば、「だから核兵器を保有する政策を採ることになったら、憲法違反ではない」という理屈を用意している。憲法が禁止するから(戦力)は持てないが、(必要最小限度の実力)は持てるし、そこに核兵器も収まれば保持することが可能だ、ということが法の世界の基本的な考え方だとすれば、核兵器は「兵器」でありながら「戦力」ではない、という信じられない理屈が法の世界の話ということになる。しかし、この理屈で政府は自衛隊を維持してきたし、それでは飽き足らず、なお「国軍」にすることを諦めてはいない。こうして見れば、現実から分離された「純法理」などとは、政府の核兵器保有への

飽くなき欲望を、そうとは見せないための詭弁であることがわかる。原子力政策の真の姿とは、憲法九条の規定に抵触しない外観を装って、人びとの猜疑心が頭をもたげないように抑え込み、憲法九条を突き破ろうとする本音が結集した「国策民営」の事業にほかならない。「原子力の平和利用」によって日本が備蓄したプルトニウムは、二〇一八年末で計四六万トン⁽²²⁾、核爆弾に換算して六〇〇〇発分になるという⁽²³⁾。そして、小出さんが核兵器をつくるための「中心3技術」と呼ぶ——「ウラン濃縮」「原子炉」「再処理」——の方法を、日本はすでに手中に収めている⁽²⁴⁾。人びとに浸透した「平和利用」がたどり着いた先は、福島第一原発事故で人びとを苦しみの淵に突き落とすことだったが、今度は、「原子力の安全性」から「被曝の安全性」へと神話の衣替えをして、延命を図ろうとする。この神話の衣替えは、福島の人びとへ思いを馳せる「善意ある人」にまで触手を伸ばし、福島の高危険性を辛抱強く説く人びとへの批判が展開される。人びとの間で戦争という二文字へのアレルギーだけは強い日本において、「平和」や「安全」は人びとを安堵させる睡眠薬のようでもある。だからこそ、その「平和」を声高に叫ぶのは誰か、その中身はどのような「平和」なのか、を何度も問い返し鍛え上げていかなければならない⁽²⁵⁾。それが、ことばの本来の意味での「積極的平和主義」のほずである。

三 司法の「独立」か「忖度」か——「高度の専門性」と「高度の政治性」という悪弊

(一) 人権侵害に背を向ける「人権保障の砦」

小出さんの著作や講演に接する人なら、小出さんのまなざしが、常に、具体性をもった生身の人びとに置かれていることを知るはずである。二〇一一年三月一日以降、小出さんの話は必ず、福島原発事故で塗炭の苦しみを強いられる罪なき人びとの現実から説き起こされる。

福島第一原発事故によって、自分を育んだ土地への思いを無理やり断ち切って避難先を転々とした人たち、放射線の危険に怯えながらも国の帰還政策によって故郷に戻らざるを得なかった人たち、心の奥底では不安を払拭できなくとも

故郷に留まらざるを得ない事情を抱えていた人たち、いちいち類型化できないほど、福島の人びとは原発の事故によって、それまでの日常を失った。そればかりではない。その土地を離れる決意をした人とそこに残らざるを得なかった人とが、埋めがたいほどに引き裂かされた。前者は避難先で言われなき差別に遭い、後者は放射線の危険性を口にできないタブーの中で沈黙を強いられた。専門家の目には丸ごと廃村あるいは廃県にしなければならぬほどの放射線の危険性があるにもかかわらず、国家は、人びとをその土地に留まらせ、あるいは避難先から戻すことに血眼になってきた。じわじわと支援を打ち切り、避難指定を解除し、元いた土地に追い込み、最後に「復興五輪」という名の祭典で原発事故の被災地の安全性を内外に印象づける。二〇一九年末現在、福島第一原発がある双葉町や大熊町も遠くない将来、避難指定が解除される予定である。たった一つの国家行為によって、憲法が国民に保障するすべての権利を奪うのが原発問題の本性である。だから「熊取六人組」の原子力研究者たちは、憲法から、あるいは憲法まで含めて、原発の問題を説かなければならなかったのである。

日本国憲法は第三章で、個人として尊重される国民一人ひとりが法の下に平等で、生命、生活、生存のあらゆる面にわたって欠かせない権利を保障する。保障の責務は国家にある。しかし福島第一原発事故後の現実を憲法に照らしつつひとつ見えていくと、福島の人びとの権利はこれ以上侵害しようがないほど、ないがしろにされてきた。人権侵害の極相とも言える。福島第一原発事故以降、「福島原発刑事裁判」⁽²⁷⁾、「子ども脱被曝裁判」⁽²⁸⁾、「生業訴訟」⁽²⁹⁾をはじめ、国家に対して数々の国家賠償請求訴訟が提起されている。訴訟の名称が、いかに原発事故が人びとの日常を破壊し尽くしたのかを示唆する。

では、なぜ裁判なのか。一般に、裁判所は「人権保障の砦」と考えられているからである。人は立法や行政の国家権力や企業などの社会的権力によって権利を侵害され、然るべき補償を得ようとすれば、権力機構たる裁判所に頼るしかない。だから立法、行政、司法など国家権力のそれぞれの部門は、相互に独立して牽制し合う三権分立が重要だとされ、とりわけ司法の独立や裁判官の良心に基づく裁判所は「人権保障の砦」だとされてきた。人間の手によって引き起

こされたものには、必ずあるはずの責任を明らかにすることの意味について、福島原発刑事裁判の告訴団団長の武藤類子さんはこう語る。

「原発事故そのものの被害は言うまでもなく甚大なものだが、それだけではなく、その被害の上に次々と連鎖的な人権侵害が積み重なって、くる。それは、この事故の責任がきちんと問われず、反省がされていないからではないか。事故後すぐに東電や国の責任を問い、糺していれば、さらなる被害の広がりはなかったのではないか。原発の再稼働などという、被害者の気持ちを逆なでし、絶望をより深めるようなことにはならなかったのではないか。事故から八年目の現在、ようやく法廷の場で、この事故の責任が正面から問われているところである。」⁽³¹⁾（傍点は川畑）

無責任の体制が「事故の被害」を「連鎖的な人権の侵害」へと転化させる構造である。だからこそ責任の所在をはっきりさせることは、人権侵害の連鎖にくさびを打ち込むことになるのである。これこそが、福島原発事故に関して据えられるべき物事の起点である。

それでも、「権力犯罪がより大きな権力によってしか裁かれないことは、先の戦争責任の追及の時にも示された」と見る小出さんの司法への評価は、原発訴訟に関わった苦々しい実体験に基づいているだけに、深く厳しい——「国の根幹を支えるような事柄に関しては、三権分立はない——この国はそういう国なのだということをあらためて思い知らされたのが伊方原発訴訟でした。どんなに正しいことを主張しても、その主張が理になっても、裁判の場では国や電力会社が勝つ。それから私は、一切の原発裁判にはかかわらないという姿勢をとってきました」⁽³²⁾（傍点は川畑）——。この伊方原発訴訟の最高裁の判決は、「原子力の開発及び利用の計画との適合性や原子炉施設の安全性に関する極めて高度な専門技術的判断を伴うもの」（傍点は川畑）であり、「各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の意見を聴き、これを尊重しなければならない」ことを理由に行政の裁量を認め、裁判所は自ら判断することを避けた。⁽³⁴⁾

ところで、一九五九年に日米安全保障条約と日本における駐留米軍の合憲性が争われた砂川事件で、最高裁が「たとえ、直接国家統治の基本に關する高度に政治性のある国家行為は、…(中略)…裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられている」(傍点は川畑)として、日米安保条約が憲法に適合しているかどうかの判断を避けたことは知られている。小出さんの言う「国の根幹を支えるような事柄」の前に、「人権保障の砦」としての日本の司法の姿はない。「専門技術的な判断」も「政治性」も高度であればあるほど、裁判所は身悶えする人びとの権利救済という道理を捨て、自ら進んで「司法の謙抑」の論理に走る。

さて、武藤類子さんが「絶望をより深める」と述べた福島第一原発事故の被害者に対して、裁判所はどう向き合ったのか。二〇一九年九月一九日、東京地方裁判所刑事事第四部(裁判長裁判官 永渕健一)は福島原発刑事訴訟(二〇一六(平成二八)年刑(わ)第三七四号業務上過失致死傷被告事件)における東京電力の三名の元幹部について、「被告人らは、いづれも無罪」とする主文を読み上げた。³⁶⁾ 人権を侵害された人びとの呻きに、またしても裁判所が背を向け、福島第一原発事故の無責任体制を容認した瞬間だった。

(二) 道理を失った「人権保障の砦」の成れの果て

原発訴訟について、一般にはあまり知られることのない法廷内のできごとがある。裁判の内容に関わるものの、直接には審理の進め方における裁判所の姿勢である。

一つは、福島原発刑事訴訟である。上記の判決言い渡しの場合で裁判を傍聴した元朝日新聞記者の添田孝史さんによると、この日の公判廷は二〇一九年九月一九日午後一時一五分に開始し、永渕裁判長が冒頭で三名の被告人を無罪とする判決主文を言い渡すと、それから休憩をはさんで約三時間、「とてもメモを取りきれない早口で判決要旨を読み上げ続けた」³⁷⁾。裁判官が、そこにいる人たちにとって「とてもメモを取りきれない」ほどの速さで判決文を読み上げなければ

ばならない理由とは、一体どんなものなのだろうか。まるで自分たちの下した判断を正確に理解されたくないのか、あるいはその判断に後ろめたさを感じているのか、いかようにでも穿つことのできる裁判所の姿勢である。判決内容に関わらず、これは「人権保障の砦」が人権を奪われた主権者を愚弄する所業ではないか。裁判所が「被告人らは、いずれも無罪」と判示したその先に、数え切れないほどの権利侵害で絶望を極めた生身の人びとの訴えであることへの想像力など、微塵もない。「人権保障の砦」が「専門性」や「政治性」を盾に道理をかなぐり捨てるとき、それは「人権侵害の砦」と化す。

もう一つ、小出さんに「一切の原発裁判にはかかわらない」と決意させた伊方原発訴訟の最高裁での目を疑うような出来事がある。一九七三年に愛媛県西部の佐田岬に位置する西宇和郡伊方町の住民が、国を相手取って四国電力の伊方原子力発電所の原子炉設置許可処分を取り消しを求めたこの裁判は、「日本で初めて全面的に安全性が問われた」⁽³⁸⁾ものだった。「日本で初めて」も「全面的に」も「安全性」も、すべての争点からして、国が総力をかけて応じないはずはなかっただろうと、福島第一原発事故を経た今、私たちには想像できる。一体、何がおこなわれたのか。「熊取六人組」の一人としてこの裁判に住民側から関わった小出さんのことばに、直接尋ねてみるのがよいと思う。

「この裁判は私たち科学者がかわり、細かな科学論争が行われたことから、科学訴訟と言われました。そして、国側が証人としてそろえた東京大学出身の学者たちを相手に、住民側がこの科学論争で圧勝していました。

ところが、そうしてずっと、われわれの主張に耳を傾けてきた裁判長が、判決の直前になって更迭されてしまったのです。今は更迭と言わずに、人事異動と言わなければいけないようで、その論争に立ち会い、双方の主張を聞いて判断して判決文を書くべき裁判長が、いざ判決文を書くという時になって人事異動になった。そして、一度もこの裁判に立ち会ったことのない裁判長が着任してきて判決文を書いたと、こういうことが国家権力によって行われたわけです」⁽³⁹⁾（傍点は川畑）

この裁判の現実から、小出さんは「国の根幹を支えるような事柄に関しては、三権分立はない」と統治の本質を見抜いた。その事柄とは、砂川事件判決が「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為」と述べたことと酷似する。そしてこのようにして出された最高裁の判決が「伊方方式」として、その後提起される原発訴訟で付度され、あるいは踏襲されていくのだとすると、もはや不条理という名の「司法の独立」である。なぜ、こうした不条理がまかり通るのか。問題の一端は、「国家の根幹を支えるような事柄」が「日常とはかけ離れている」との感覚が、広く人びとの間に浸透しているからだと思わずにはいられない。本稿冒頭で述べた専門外の人びとを寄せつけない専門性の壁である。そうやって「国家の根幹を支えるような事柄」は、当事者以外の人びとの無関心という養分を摂取し凝固していく。

ところで、まだ国民主権ということばも知られていなかった時代の日本で、「国の事とは民の事」にほかならないと述べることのできる人物がいた。土佐の自由民権家として知られる植木枝盛である。彼は一八七九年に著した「民権自由論」の中で、次のように述べていた——「……あなた方ハなんと思はつしやる國の事は、民の事とは別の事ではござらぬぞ、畢竟（ひっきょう）國は民の幅（あつま）るもの政府は國の政事を司るもの政事は人民の事にして人民の事が政じや、故に國安全なれば民も亦安楽に國危ければ民は命も保ち難し政府善良なれば民幸福を得政府暴虐なれば民不幸を蒙る…（略）」（傍点は川畑）。立法、行政、司法から構成される国家権力の中で、憲法の明文上はつきりと良心に基づいた独立が保障されている裁判官が迫ろうとはしない「高度に専門技術的判断」や「高度に政治性のある国家行為」こそ「民の事」であり、私たちの「日常」そのものである。被災した人びとにあれほどの辛苦を与え続ける福島第一原発事故が示すのは、まさに「國の事は民の事は別の事ではござらぬ」ことのはずである。「人權保障の砦」の正体もまた「国家権力」であるという自明過ぎる事実を思い起こすと、残念ながら、「政府暴虐なれば民不幸を蒙る」と述べた枝盛のことばが、まるで福島をめぐる今の日本を見通していたかのような思いに駆られる。

おわりに——「棄民の国」の「うずみ火」であり続けるために

水俣を取材し撮り続けてきた写真家の小柴一良さんが二〇一八年に、全二二九頁の『小柴一良写真集 FUKUSHIMA 小鳥はもう鳴かない』（七つ森書館）を出版した。「福島の実地に足を運べないのなら、この写真を見ればいい。これでも百聞は一見に如かずだ」と思えるほど、福島の大地の中で日常を送っている／いた大人や子ども、家も街も、動物も自然も、プロの力量がいかなく發揮されて、見事に収められている。一つひとつのショットに目を凝らすと、そこにいる人と話をしていようか、その場所に自分がいるかのような、不思議な感覚になれる。好きな写真は数知れずあるが、私は、中学生だろうか、手さげカバンを縦にして背負った制服姿の女の子と学ラン姿の背の高そうな男の子が、駅のホームで立ったまま向き合って、きつと電車を待つ間だろう、何やら日常だと思しき会話をしている一枚が好きだ（常磐線・小高駅「原発事故後は不通になったが二〇一六年七月に一部開通した。南相馬市・小高区 二〇一八年四月」とある。一四二頁）。モノクロの写真集であるが、それが夜の下校途中であることはわかる。今日は学校で何があったのだろう、何を話してのだろうと、他人の日常や会話に勝手にあれこれ思いをめぐらし、しかしやはり最後には、「どうかこれから先も健康でい続けて欲しい」と思わずにはいられない。私にとっては、これが一番「日常」を感じさせてくれるショットなのである。ここにある「日常」が、しかし本当は、彼らには一切責めのない欺瞞と不正義と不条理の上に成っていることを、私は小出さんから学んだ。小出さんがこの写真集に寄せた「放射能汚染と棄民の国」と題する文章の最後は、次のように結ばれている。

「これほど破局的な被害を生み出したにもかかわらず、加害者たる国も電力会社も原子力産業も、無傷のまま生き延び、今は止まっている原発を再稼働し、さらに原発を海外に輸出して金儲けしようとしている。残念ながら、棄民

の国の歴史はずっと続いている。

そして、今後彼らは、マスコミを使って人々を東京オリンピックに引きずり込み、フクシマを忘れさせる。歴史は強者によって書かれ、弱者の歴史は消される。棄民された被害者の苦悩、実態はほとんど語り継がれない。小柴良さんの本写真集は、静かに、しかし確実に被害者たちの姿を写している。強者が書く歴史に対抗するものとして、この写真集が出ることをありがたく思う⁽⁴⁾。

確かに、歴史は強者によって書かれる。きつとそうだろう。そしてそれは、そうしなければならぬほど、小柴さんの写真集が示すような弱者の中の名もなきヒーローたちの抵抗があったからなのだろうとも思う。私が「人権侵害の砦」と呼んだ裁判所にも「棄民の国の歴史」を少しでも転轍させようと、自分の良心と道理に基づいて闘った裁判官たちが、確かにいた⁽⁴⁾。その一人である井戸謙一弁護士は、二〇〇六年に北陸電力・志賀原発二号機の運転差し止めを命じた元金沢地裁の裁判長である。井戸弁護士は最近「司法の現状を憂う」と題して、日本の三権分立を危惧する見解を公にした⁽⁴⁾。福島第一原発事故の刑事裁判の一審判決（二〇一九年九月一九日）のほか、慰安婦報道でおぞましいほどのバッシングを受けた元朝日新聞記者の植村隆さんの損害賠償請求を退けた東京地裁の判決（二〇一九年六月二六日）を挙げながら、「積極的」に時の政権に追従しようとしているかのような判決まで目につくようになってきた」と述べて、「最高裁が時の政権とべったりであるとの印象がふりまかれれば、現場裁判官の中にも、それに迎合しようとする者が現れる」と指摘する。そして、「司法の存立の基盤が市民からの信頼であること」の不変的な重要性に言及しながら、次のように示す点がとりわけ重要だと思う——「日常の事件に真摯に取り組みながら、昨今の裁判所のありようを苦々しく思っている現場裁判官が相当数の割合で存在するはずである。その裁判官達が同調圧力のくびきを解き放つ勇氣を持つためには、広範な市民の声が必要である」（傍点は川畑）。元裁判官の口から、日本社会の代名詞のような同調圧力が、一般には「公正無私」の印象が強い裁判所にも巣食う現実が語られる。

それでも井戸弁護士は、自らの体験を基にしていることであろうが、絶望的な状況の中に、一縷の望みを書き残すことを諦めなかった——裁判官が同調圧力から脱する勇氣を持つために必要な「広範な市民の声」である。

私が小出裕章さんと「出会った」のは、冒頭に述べた「新聞うずみ火」が主催した連載講演の書物を通してであった。この新聞の代表である矢野宏さんは、「うずみ火」とは「灰に埋もれた炭火」であり、それは「消えることなく、翌朝、新たな火種となる」と説明する。大学生という「これからの世代」に日々向き合うことを生業とする私にとって、小出さんが無言で伝えてきてくれたのは、原発問題は憲法問題である、ということだけではなかった。そのことを通して、人生をどのように生きるのか、でもあった。福島原発事故によって「自分の人生をすべて否定される」（小出さんによる本論前出七頁）とまで感じなければならなかった小出さんは、それでも、「広範な市民の声」を生み出すために、日本を縦横に駆けめぐる。私はその小出さんの全身の姿から、専門家として持つべき勇氣をもらってきた。私は私の生業の中で、「これからの世代たち」と「うずみ火」になる勇氣を持つと思う。それは、これからの「新たな火種」でもある。

日本国憲法の前文一段は、次のようにして、私たちに勇氣をくれる——「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣し、この憲法を確定する」（傍点は川畑）。

「民の声は神の声 (*vox populi, vox Dei*)」と言う。国民一人ひとりが主権者となった時代に生を受けた私たちにとって、「民の声」以上に重んじられるべきことが、一体どこにあると言うのだろうか。（川畑 博昭）

注

(1) 井出孫六「戦後史その虚妄と実像を突く その五 天皇ブラカード事件」『世界』一九八八年二月号（岩波書店）、五三〜六三頁

は、飢餓状態にあった当時の日本の社会状況を生々しく伝える。

- (2) この経緯については、松島氏自身が一九八八年一〇月二六日と一九八九年九月二八日にインタビューに答え、当時を振り返る詳細な発言を残している。参照、吉田健一「証言・日本の社会運動 食糧メーデーと天皇プラカード事件(二)」(三・完)——松島松太郎氏に聞く」法政大学大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』五三四(二〇〇三年五月)、三六〇五二頁、五三五五号(二〇〇三年六月)、五五〇七二頁、五三七七号(二〇〇三年八月)、五四〇七二頁。

- (3) 後藤昌次郎「正木さんのこと」家永三郎ほか編『正木ひろし著作集I 首なし事件 プラカード事件 チャタレイ事件』(三省堂、一九八三年) 付録No.1、一頁。

- (4) 小出裕章「小林圭二さん死去 社会と学問つなぐ」『新聞うずみ火』(二〇一九年七月号)、一四頁。この記事は小出さんご本人からご惠投いただいた。記して感謝したい。

- (5) なお、今中哲二ほか『新聞うずみ火』連載講演「熊取六人組 原発事故を斬る」(岩波書店、二〇一六年) 所収の今中哲二さんの講演も、「私は、これまで一般の方に、『原発に反対するのに、別に原発の仕組みがどうの、原子炉の仕組みがどうのなんてこと知る必要はありません』と言ってきました」ということばで始まり、原発をつくろうとする電力会社の候補地における所業を見れば、「誰でも実感出来ると思っています」と語る(同四二頁)。ここでも根底に据えられているのは、何が真実で、どこに人と物の正しい道があるかであることを想起したい。

- (6) 小出、前掲記事。なお「六人組」については、小出さん自身が至るところで述べているが、「六人組」による前掲書所収の小出さんのことばに拠れば、「中国に『四人組』という文化大革命を担った悪党がいるというレッテルをはられた時代でした。原子力に反対する悪党が京都大学原子炉実験所の中に六人いると後ろ指を指されて呼ばれてきた」(小出裕章「福島第一原発事故が社会状況と私たちの生き方」一三一頁における質疑応答) という。「安全性」に疑問を呈することが「悪党」と見なされる原子力研究・政策の世界の実態が示されている。

- (7) 新聞紙名の「うずみ火」について、同紙代表の矢野宏さんの文章は広く共有されてよい重要なメッセージを含んでいる——『うずみ火』とは、灰に埋もれた炭火のこと。灰の中に埋めた炭火は消えることなく、翌朝、新たな火種となるのです。私たちの恩師の黒田清さん(一九三一年〜二〇〇〇年)が生前、目指した社会は『戦争の対極にある、誰もが生まれてきてよかったと思える真の人権社会』。その意志を受け継ぎ、消すことなく、真の人権社会を次の世代に手渡したいという思いを名前に込めました(今中哲二ほか、前

- 掲書、「はじめに」vii頁。
- (8) この点については、小出裕章『原発と戦争を推し進める愚かな国、日本』（毎日新聞社、二〇一五年）、第三章「日本は原発廃炉の時代に突入した」、九七〜一二二頁を注意深く読む必要がある。
- (9) 日本原子力発電株式会社HPより (<http://www.japc.co.jp/haiishi/>) 【最終確認：二〇一九年二月三日】。
- (10) 小出、前掲書（二〇一五年）、一〇二〜一〇三頁。
- (11) 小出裕章監修・野村保子著『子どもから大人まで、原発と放射能を考える』副読本 原発に反対しながら研究をつづける小出裕章さんのおはなし』（クレヨンハウス、二〇一二年）、四五頁。
- (12) 「味がない」という点については、原発・原子力問題を追いつける朝日新聞記者の田井中雅人氏とフリーランスの国際ジャーナリストであるエイミ・ツジモト氏が共著で出した『漂流するトモダチ』（朝日新聞出版、二〇一八年）の伝える事実を目を向けたい。同書は、福島原発事故直後に駐留米軍によっておこなわれた被災地支援のための「トモダチ作戦」に参加した原子力空母レーガンの乗組員兵士たちの証言を生々しく描いており、彼らは東北沖で放射性の帯状の雲（プルーム）に見舞われ、大量の放射線を浴び、死者も出ているという。そして彼らはのちに、雪の降る寒い当日のことを回想して、「熱い熱風が吹きぬけました。口の中で血のような味がしました。アルミホイルをなめたような感じ、でしょうか」と述べているのである（同四四頁のリンゼイ・クーパーさんの証言）。
- (13) 小出裕章「福島『原発安全神話』から『被曝安全神話』へ」『DAYS JAPAN——福島・被曝安全神話のワナ 放射能を気にしなければ幸せになれるのか』（二〇一八年八月増刊号）、五九頁。
- (14) 小出、前掲論文（二〇一八年）、六五頁。
- (15) 小出裕章『原発と憲法九条』（遊絲社、二〇二二年）、八四頁の下端には、「二〇〇四年二月、千歳でイラクのサマワに向かう陸上自衛隊を見送る人々」の写真が掲載されている。ここでは、上段に「一九三二年二月に満州に向かう日本軍を熱狂して見送る群衆」の写真が置かれ、二つの光景が酷似することに驚く。小出さんはこれを、「過去の歴史からまったく学んでいない」と述べる（同八三頁）。
- (16) 首相官邸HP (<http://www.kantei.go.jp/koizumispeech/2006/07/29danwa.html>) 【最終確認：二〇一九年二月三日】に全文が掲載されている。
- (17) 小出、前掲書（二〇一二年）、八三頁。
- (18) 例外として、例えば、小林直樹『憲法政策論』（日本評論社、一九九一年）、特に第一部第四章。

- (19) 小出、同上書(二〇一二年)、七六～七七頁。
- (20) 小出、前掲書(二〇一二年)七九～八二頁。なお、「わが国の外交政策大綱」は秘密指定が解除され、現在、外務省HPからダウンロードできる(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikyo/kaku_hokoku/kamrenbunshyo.html [最終確認:二〇一九年二月二十四日])。
- (21) 横島長官の答弁については、国会会議録検索システムにある議事録で確認できる([https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/119015261X01720160318_\(14~15頁\)_2019年2月24日閲覧](https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/119015261X01720160318_(14~15頁)_2019年2月24日閲覧))。
- (22) 内閣府原子力政策担当室(第二八回原子力委員会資料第三号)二〇一九年七月三〇日付「我が国のプルトニウム管理状況」(<http://www.aec.go.jp/fjcs/NC/inkai/teiei/siryo2019/siryo28/05.pdf> [最終確認:二〇二〇年一月三日])。
- (23) 二〇一八年六月一六日付毎日新聞「土記 日本の『非核化』」。
- (24) 小出、前掲書(二〇一五年)、一一三～一二四頁。
- (25) 一つの例として、ノーマ・フィールド『今、いかにして本気で〈平和〉が語れるか』(北海道宗平協ブックレット、二〇一六年)のちに同『いま、〈平和〉を本気で語るには 命・自由・歴史』と改題し、二〇一九年に岩波ブックレットより公刊]が参照されてよい。
- (26) 東京五輪の危険を訴える市民の会編著『東京五輪がもたらす危険 いまそこにある放射能と健康被害』(緑風出版、二〇一九年)所収の論考を参照。併せて、小出裕章【『7カ国語対応』フクシマ事故と東京オリンピック The disaster in Fukushima and the 2020 Tokyo Olympics』(径書房、二〇一九年)も参照。
- (27) 支援団のHPに詳しい(<https://shien-dan.org/> [最終確認:二〇二〇年一月四日])。
- (28) この裁判については、弁護団のHP(<http://fukushima-sokaisaban.blogspot.com/> [最終確認:二〇二〇年一月四日])を参照。
- (29) 詳細は、原告団・弁護団のHP(<http://www.nativaisoshou.jp/> [最終確認:二〇二〇年一月四日])から得られる。
- (30) 法務省のHP(http://www.moj.go.jp/shounu/shounukoutou/shounu01_00046.html [最終確認:二〇二〇年一月四日])から概要を知ることができる。
- (31) 武藤類子「福島原発刑事裁判の意味 生きる尊厳を取り戻したい」『世界』(二〇一八年一〇月号)、八〇頁。
- (32) 小出、前掲書(二〇一五年)、一三七頁。
- (33) 小出、前掲書(二〇一五年)、一七八頁。
- (34) 最小判一九九三(平成四)年一〇月二九日民集第四六卷七号一七四頁(http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/276/054276_

- hanrei.pdf)。
- (35) 最大判一九五九(昭和三四)年一月一六日刑集第一三卷一三三三二五頁 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/816/055816_hanrei.pdf [最終確認：二〇二〇年一月八日])。
- (36) 福島原発刑事訴訟支援団のHPに掲載された判決要旨を参照。ただし、それは実際の裁判で読み上げられたものとは異なることから、取扱いに注意を要する点も銘記しておくべきである (<https://shien-dan.org/wp-content/uploads/summary-20190919.pdf> [最終確認：二〇二〇年一月七日])。
- (37) 上記支援団HPに掲載されている添田孝史さんの刑事裁判傍聴記(「無罪」証拠と矛盾多い付度判決)より (<https://shien-dan.org/soeda-20190919/> [最終確認：二〇二〇年一月八日])。この判決を同じ傍聴席で聞いていたノーマ・フィールドさんも、九月二七日に会った際にまったく同じことを私に述べた。
- (38) 小出、前掲書(二〇一五年)、一七五頁。
- (39) 小出、同上書(二〇一五年)、一七六頁。
- (40) 植木枝盛「民権自由論」家永三郎編『大井憲太郎 植木枝盛 馬場辰猪 小野梓 集』[明治文學全集12](筑摩書房、一九七三年)、一二〇頁。
- (41) 小出裕章「放射能汚染と棄民の国」『小柴一良写真集FUKUSHIMA 小鳥はもう鳴かない』(七つ森書館、二〇一八年)、二二九頁。
- (42) 例えば、神坂さんの任官拒否を考える市民の会編『原発を止めた裁判官 井戸謙二元裁判官が語る原発訴訟と司法の責任』(現代人文社、二〇一三年)、磯村健太郎、山口栄二『原発に挑んだ裁判官』(朝日文庫、二〇一九年)を参照。併せて、小出さんによる後者の書評である小出裕章「原子力ムラに抗して判決を書く」『週刊朝日』(二〇一九年一月一八日号)、六四頁も参照。これも小出さん本人よりご提供いただいた。重ねてお礼を申し上げます。
- (43) 以下のカギカッコ内の引用はすべて、井戸謙一「司法の現状を憂う」『日本の科学者』二〇二〇年一月号、四七頁より。この論考を私に送ってくれたのはノーマ・フィールドさんだった。記して感謝したい。